東海税理士会小牧支部研修会

令和５年２月 10 日（金）
13：30～16：30
あさひホール（ラピオ内）

1　綱紀監察について
13：30～14：15（45 分）
名古屋国税局　総務部　総務課長補佐　辻井　辰也

2　申告書作成上の留意点について
（１）所得税関係
14：30～15：30（60 分）
小牧税務署　個人課税第一部門　上席国税調査官　山田　孝行

（２）資産税関係
15：40～16：30（50 分）
小牧税務署　資産課税第一部門　上席国税調査官　清水　由美子

綱紀監察研修資料

令和４年　名古屋国税局

目　　次

1　税理士等の違反行為の未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　懲戒処分及び処分の種類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

3　税理士・税理士法人に対する懲戒処分等件数　・・・・・・・・・・・・・・　2

4　税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方　・・・・・・・・・・・・　2

5　身近にある税理士法違反事例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

6　事例１（脱税相談・故意による不真正税務書類の作成）　・・・・・・・・・　4

事例２（過失による不真正税務書類の作成）　・・・・・・・・・・・・・・・　5

事例３（使用人監督義務）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

事例４（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）　・・・・・・・・・・・・・　7

事例５（業務け怠）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

事例６（名義貸し・にせ税理士）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

7　その他

【参考１】税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方（平成27年
４月１日以後にした不正行為に係る懲戒処分等に適用）　・・・・・・・・・　10

【参考２】税理士に対する最近の懲戒処分等
（令和２年９月及び令和３年１月公告から抜粋）　・・・・・・・・・・・・・　15

【参考３】名義貸し行為の指標（メルクマール）について
（平成29年１月26日日税連綱紀監察部）　・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

【参考４】令和４年度税理士制度の見直し内容等　・・・・・・・・・・・・・・　23

【参考５】事務所規定の見直しに関する基本通達の改正等　・・・・・・・・・・　25

【参考６】税理士等に対する税理士法に基づく調査環境が変わります
（国税庁リーフレット）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26

1　税理士等の違反行為の未然防止

《税理士業務の適正な運営の確保》

【国税庁】

☆国税庁の使命☆

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

☆任務（３本柱）☆

（財務省設置法第 19 条）

① 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

② 酒類業の健全な発達

③ 税理士業務の適正な運営の確保

⇔

【税理士会】

☆税理士の使命☆

（税理士法第１条）

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

2　懲戒処分及び処分の種類

		処分の性格	庁 HP 官報	税理士登録	税理士証票	処分期間経過後の業務再開
税理士（個人）	戒告	財務大臣が義務違反者に対し、将来を戒める旨の申渡しをする処分	掲載（官報のみ）	現状	現状	－
	停止	財務大臣が義務違反者に対し、税理士業務を一定期間やめることを命じる処分	掲載	現状	返還 §28	即再開可能
	禁止	財務大臣が義務違反者に対し、税理士業務を行ってはならない旨を命じる処分	掲載	抹消 §26①四	返還 §28	３年経過後に申請 →審査 →再登録
税理士法人	戒告	財務大臣が義務違反法人に対し、将来を戒める旨の申渡しをする処分	掲載（官報のみ）	現状	－	－
	停止	財務大臣が義務違反法人に対し、業務の一部又は全部を一定期間やめることを命じる処分	掲載	現状	－	即再開可能
	解散	財務大臣が義務違反法人に対し、解散を命じる処分	掲載	－	－	再開不能

3　税理士・税理士法人に対する懲戒処分等件数（名古屋局/全国）

【単位：件】

会計年度	H28		H29		H30		R1		R2		R3		摘要
	名	全	名	全	名	全	名	全	名	全	名	全	
処分件数	2	39	4	38	6	51	2	43	2	22	2	21	
戒告		0		0		0		0		0		0	
停止	2	28	4	31	4	42	1	29	2	18	2	16	
禁止		11		7	2	9	1	14		4		5	

4　税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方（財務省告示第104号）

対象行為			判断要素	量定の範囲
法45条（不真正税務代理等）		第1項（故意）	不正所得金額等	6月以上2年以内の停止又は禁止
		第2項（過失）	申告漏れ所得金額等	戒告又は2年以内の停止
法46条（懲戒）	法33条の2の虚偽記載		虚偽記載の件数、程度	戒告又は1年以内の停止
	法37条（信用失墜行為）	自己脱税（重加）	不正所得金額等	2年以内の停止又は禁止
		多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（過少）	申告漏れ所得金額等	戒告又は2年以内の停止
		調査妨害	妨害行為の回数、程度	2年以内の停止又は禁止
		税理士業務を停止されている税理士への名義貸し	貸人数、件数、期間、対価の額等	2年以内の停止又は禁止
		業務け怠	－	戒告又は1年以内の停止
		税理士会の会費の滞納	－	戒告
		その他反職業倫理的行為	－	戒告、2年以内の停止又は禁止
	法37条の2（非税理士に対する名義貸しの禁止）		貸人数、件数、期間、対価の額等	2年以内の停止又は禁止
	法38条（守秘義務）		－	2年以内の停止又は禁止
	法41条（帳簿作成の義務）		－	戒告
	法41条の2（使用人等に対する監督義務）		－	戒告又は1年以内の停止
	法42条（業務の制限）		違反行為に係る関与件数等	2年以内の停止又は禁止
	税理士業務の停止の処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行ったとき		－	禁止
	その他		－	戒告、2年以内の停止又は禁止

5　身近にある税理士法違反事例

該当条文	税理士等に課せられている主な義務規定			具体的な非違事例
第33条	署名の義務		税理士が作成した申告書等には自ら署名すること	使用人にICカード、ゴム印を預け、署名せず、業務を任せきりにしていた
第37条	信用失墜行為の禁止	自己申告漏れ	税理士自身が申告漏れや期限後申告とならないよう、適正な申告に努めること	関与先の申告事務に忙殺され、自己の申告が疎かになった
		業務け怠	依頼された業務は適切に行い、関与先に不測の損害等を与えないようにすること	依頼された業務を放置したため、関与先が無申告・期限後申告となり、青色申告の取り消しや無申告加算税の賦課など、多大な不利益を被らせた
		調査立会い	税務調査の立会いは、税理士本人が行うこと	税理士資格を持たない事務所職員に、単独で税務調査の立会いを任せた
第37条の2	非税理士に対する名義貸しの禁止		税理士資格を持たない者が作成した申告書等に署名しないこと	税理士資格を持たない者が作成した申告書でも、税理士がチェックした上で署名すれば「名義貸し」には当たらないと誤認し、署名していた
第38条	秘密を守る義務		正当な理由なく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らさないこと	会計法人や社会保険労務士事務所と同一の事務所を使用し、十分に独立性が確保されていなかった
第41条	帳簿作成の義務		業務処理簿は記載事項に不備がないよう作成すること	業務処理簿の作成に当たって、税務代理、税務書類の作成及び税務相談の一部しか作成しておらず、記載内容が不備であった
第41条の2	使用人等に対する監督義務		使用人等への監督義務を怠らないこと	税理士が使用人に対して行う通常の監督を怠っていたため、使用人が無断で税理士の関与先以外の顧客の申告書を作成していた、又、関与先の不正に加担していた
第48条の12	社員の常駐		税理士法人の事務所には、その事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員である社員を常駐させること	従たる事務所を開設したが、社員の自宅から遠方であったため毎月、数日しか勤務せず事務所に常駐していなかった
第48条の14	社員の競業の禁止		自己又は第三者のために、その税理士法人の業務の範囲に属する業務を行わないこと	会計業務を法人の業務として行う税理士法人の社員が、会計業務を行う他の法人の役員に就任して、その会計法人のために会計業務を行っていた
施行規則第1条の2	所属税理士の業務		所属税理士が自ら委嘱を受けて業務に従事する場合には使用者である税理士等の承諾を得なければならない。	使用者である税理士等から、事前にその都度書面で承諾を得ず、税務代理、税務書類の作成等業務を行っていた。

事例１（脱税相談・故意による不真正税務書類の作成）

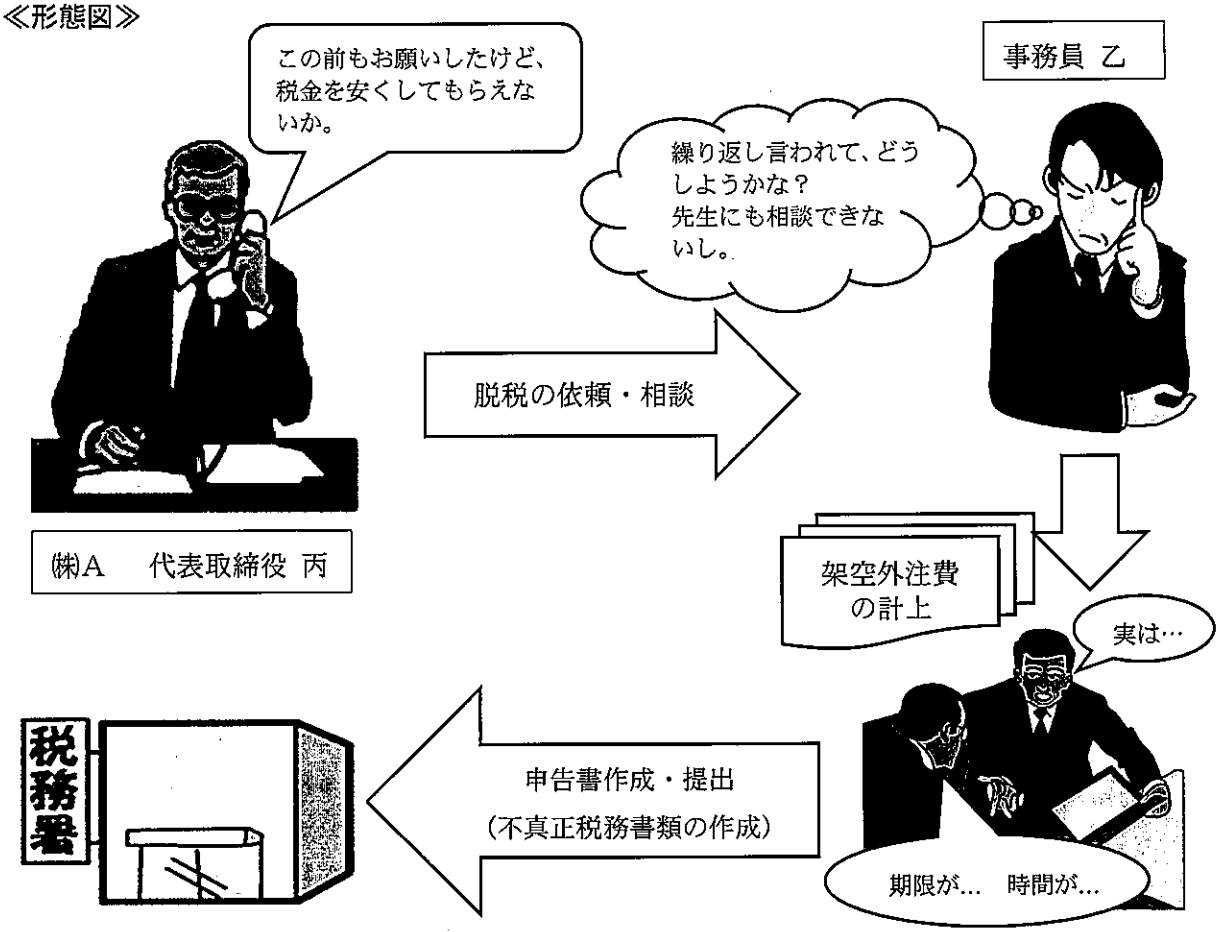
≪概要≫

税理士甲の事務員である乙は、担当している関与先㈱Ａの代表者丙から「税金を少しでも安くしてほしい。」と何度も繰り返し依頼され、やむなく担当している個人事業者Ｅの名義を無断で使用し、架空の外注費を計上した。

その後、確定申告の作成時期を迎えたところで、乙は罪の意識から甲に対し、行った行為の内容について打ち明けたが、申告期限が迫っていたこともあり、そのまま申告書を税務署に提出した。

後日、税務調査において架空外注費が否認され、㈱Ａに重加算税が賦課されるとともに、事務員乙が不正行為に関与していたことが明らかとなった。

≪形態図≫



≪解説≫

本事例は、税理士事務所の担当者が関与先の代表者の求めに応じて、納税額を少なくするための脱税相談を行い、架空の外注費を計上する方法で不正に所得金額を圧縮し、過少に申告していたものです。

上記の行為は、実際に行為を行った者は事務員ですが、その行為を税理士も認識していながら不真正税務書類の作成を行い提出していますので、税理士自身も法第 45 条第 1 項「故意による不真正税務書類の作成をしたとき、又は法第 36 条の規定『脱税相談等の禁止』に違反したとき」（２年以内の税理士業務の停止又は禁止）に抵触します。

事例２（使用人監督義務）

≪概要≫

甲税理士事務所では、関与先の記帳関係の相談から決算・申告書の作成に至るまでのすべてを、分担制として事務員それぞれに担当させている。

関与先である㈱Ａの税務調査に際し、在庫の圧縮による所得金額の過少申告が明らかとなったが、代表者乙によると担当している事務員丙に相談したところ、期末在庫の圧縮を提案され、その指示通りに行ったと主張した。

事務員丙に確認を行ったところ、丙も上記事実を認めた。

甲税理士事務所の業務管理状況は、日報などの事務員の業務を管理するものは何もなく、ほぼ任せ切りの状況にあり、業務処理簿についても会計ソフトを使用して作成した税務書類の記載のみであった。

≪形態図≫



≪解説≫

本事例は、税理士甲が事務員丙の業務に対する指導監督を怠ったために、関与先と事務員による不正行為が行われたもので、税理士法第41条の２「使用人監督義務」に違反し、懲戒処分の対象となります。（戒告又は１年以内の税理士業務停止）

なお、事務員が行った不正行為について税理士が認識していなかったとしても、内部規律や内部管理体制に不備があるなど、認識できなかったことについて税理士に相当の責任があると認められる場合は、税理士が過失によりその不正行為を行ったとして懲戒処分の対象となることがあります。

事例３（過失による不真正税務書類の作成）

≪概要≫

税理士甲は、㈱Ａを前任の税理士から引き継いだ際、関係会社㈱Ｂに毎期同額の貸付金残高があることを認識していたが、特に確認もせず、本年度の決算・申告時期を迎え、申告書を作成し役員等への説明を行った。その際、代表者から当該貸付金を貸倒損失に計上したい旨の申し出を受け、税理士甲は、申告期限が迫っていたことから、エビデンス等の確認をせず当該貸倒損失を計上した申告書を作成し、税務署へ提出した。

後日、税務調査において、関係会社㈱Ｂは十数年前に破産宣告を受けており、損金処理すべき時期を徒過していることが判明した。

≪形態図≫



≪解説≫

本事例は、税理士であれば通常行うべき確認等を怠ってしまい、結果的に所得金額を圧縮した不真正な法人税確定申告書等を作成・提出してしまったものです。

上記の行為は、税理士法第 45 条２項「過失による不真正税務書類の作成」（戒告又は２年以内の税理士業務の停止）の規定に抵触します。同項の「相当の注意を怠り」とは、「税理士が職業専門家としての知識経験に基づき通常その結果の発生を予見し得るにもかかわらず、予見し得なかったことをいうものとする。」（通達 45-２）とされています。

関与先からの依頼といえども、確認すべきことは怠らないことが必要です。

事例４（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）

≪概要≫

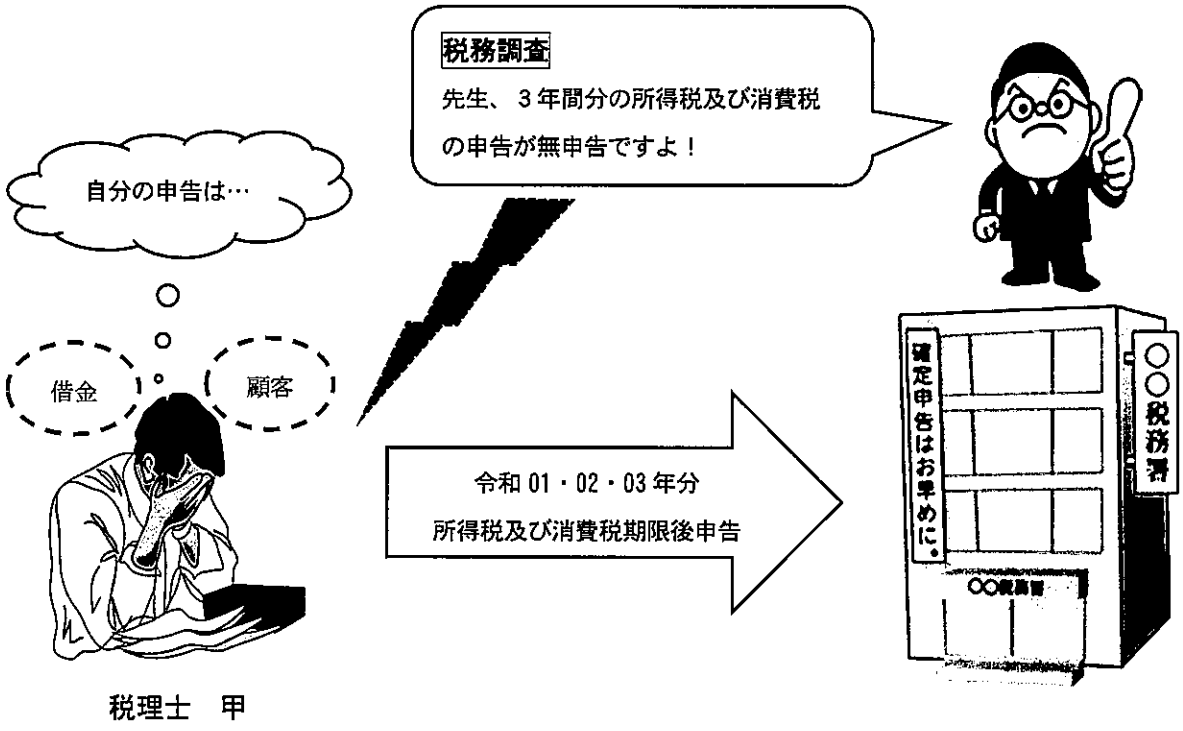
税理士甲は、関与先100件を有する開業税理士である。

甲は、知人から誘いを受けた投資事業に興味を持ち、次第にその事業にのめり込んでいったが、ある時を境にその事業が傾き、借金返済に追われるようになってしまった。

その後は、税理士業務も手が付かないようになり、自分自身の所得税等及び消費税等の確定申告についても無申告の状態が続くこととなった。

結果、令和XX年XX月、税理士甲は、税務調査を受けることとなり、無申告であった３年間分の所得税等及び消費税等の期限後申告書を提出するに至った。

≪形態図≫



税理士　甲

≪解説≫

本事例は、税理士本人が所得税等及び消費税等の無申告を繰り返していたものです。

税理士が自らの申告について、申告義務があることを認識していたにもかかわらず、確定申告書を所轄税務署に提出せず、多額な申告漏れが判明した場合は、「多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ」に該当します。

このような行為は、税理士としての信用を失墜させることになり、法第37条「信用失墜行為の禁止」に違反し、懲戒処分の対象となります（戒告又は2年以内の税理士業務停止）。

事例５（業務け怠）

≪概要≫

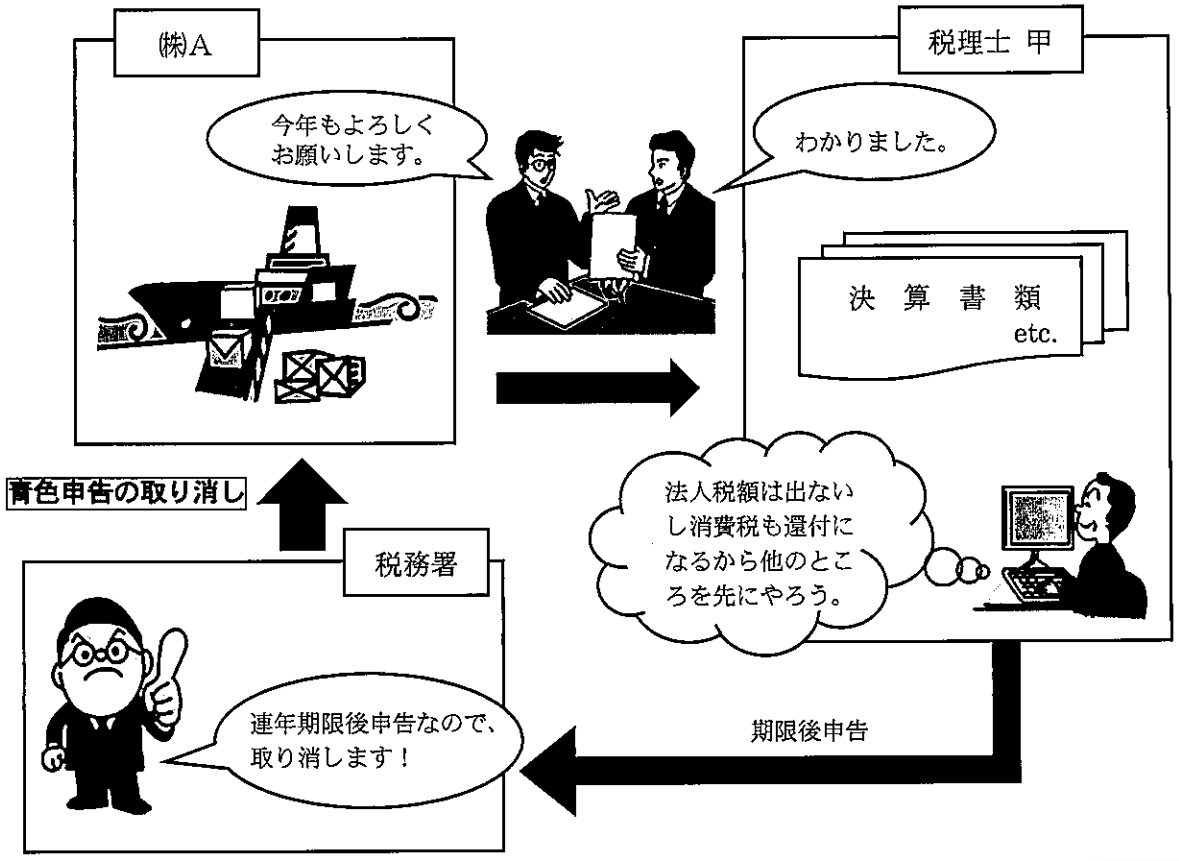
税理士甲は、多数の関与先を持つ、開業税理士である。

関与先である中古車等の輸出を業とする㈱Ａの確定申告書の作成及び提出に際し、決算を組んだ段階で、法人税額が発生しないこと及び消費税については還付となることが想定されたため、他の関与先の申告を優先し、㈱Ａの確定申告については後回しにしていた。

㈱Ａの確定申告を提出する段階になり、確認したところ、前年も期限後に申告をしていたことに気付いたがそのまま期限後に確定申告書を顧客の所轄税務署あてに提出した。

その後、関与先に対して、税務署から法人税に係る青色申告の取り消し処分が行われた。

≪形態図≫



≪解説≫

本事例は、税理士が関与先から委嘱された税理士業務について正当な理由なく怠っていたというものです。

上記の行為は、法第 37 条「信用失墜行為の禁止」（「業務け怠」戒告又は１年以内の税理士業務の停止）に違反し、懲戒処分の対象となります。

法第 37 条に規定する「税理士の信用又は品位」とは、個々の税理士をいうのではなく、いわゆる税理士一般を指しています。その違反する行為として①自己脱税、②多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ、③調査妨害、④税理士業務を停止されている税理士への名義貸し、⑤業務け怠、⑥税理士会の会費の滞納、⑦その他反職業倫理的行為が財務省告示第 104 号に示されています。

事例６（名義貸し・にせ税理士）

≪概要≫

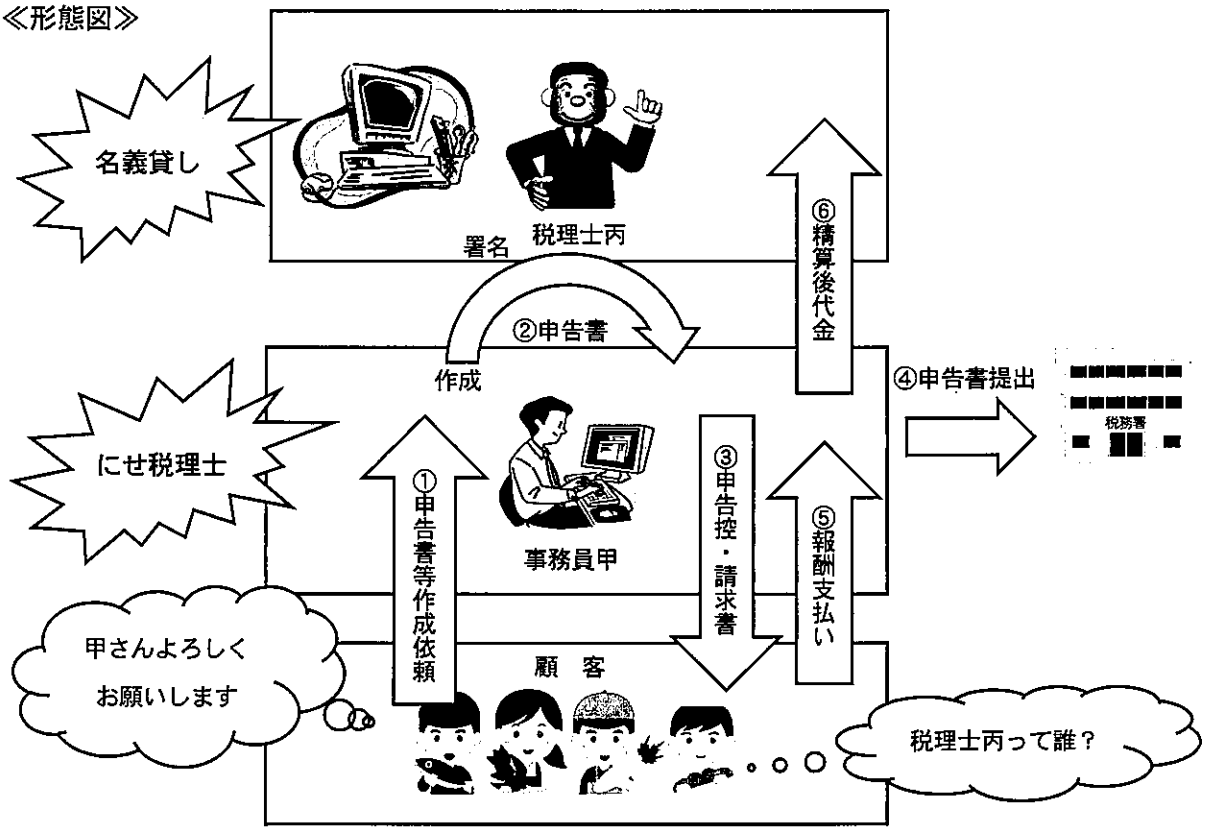
税理士事務所の事務員甲は、勤めていた税理士乙の死亡に伴い、担当していた顧客とともに丙税理士事務所に移籍することとなった。

税理士丙は、新たに関与することとなった顧客と委嘱契約を結ばず、これら顧客の税理士業務全般について甲へ全てを任せきりにしていたほか、事務所内に甲の席も設けずにいた。

その結果、税務書類については、事務員甲が作成したものを税理士丙が形式的なチェックを行うのみで確定申告書等を提出していたほか、顧問料についても甲が自己の取り分等を精算して丙に手渡す状況が続くこととなった。

後日、甲は法第 52 条違反として告発されるとともに、丙は法第 37 条の 2 違反として処分を受けることとなった。

≪形態図≫



≪解説≫

本事例は、税理士事務所の事務員が、税理士の指導監督を受けることなく、自宅等で顧客の申告書等を作成していた。また、税理士も自身が関知しないところで作成された申告書のチェックのみを行って署名していた。

税理士でない者が、他人の求めに応じて税務書類を作成すれば、法第 52 条「税理士業務の制限」に違反し、法第 59 条１項４号により、２年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処せられます。また、税理士は、自己の判断に基づくことなく作成された税務書類に署名すれば法第 37 条の２「非税理士に対する名義貸しの禁止」に該当し、懲戒処分対象になります（２年以内の税理士業務停止又は禁止）。

○　税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方（平成 27 年４月１日以後にした不正行為に係る懲戒処分等に適用）

財務省告示第 104 号
税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 45 条及び第 46 条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分並びに第 48 条の 20 の規定に基づく税理士法人に対する処分に当たっての考え方を次のとおり公表する。

平成 20 年３月 31 日

改正
平成 27 年１月 30 日財務省告示第 35 号

財務大臣　額賀　福志郎

Ⅰ　総則

第１　量定の判断要素及び範囲

税理士法（昭和 26 年法律第 237 号。以下「法」という。）に規定する税理士に対する懲戒処分及び税理士法人に対する処分（以下「懲戒処分等」という。）の量定の判断に当たっては、Ⅱに定める不正行為の類型ごとの量定の考え方を基本としつつ、以下の点を総合的に勘案し、決定するものとする。

①　不正行為の性質、態様、効果等
②　税理士の不正行為の前後の態度
③　懲戒処分等の前歴
④　選択する懲戒処分等が他の税理士及び社会に与える影響
⑤　その他個別事情

なお、Ⅱに定める量定の考え方によることが適切でないと認められる場合には、法に規定する懲戒処分等の範囲を限度として、量定を決定することができるものとする。

第２　税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用者である税理士等に対する懲戒処分

１　税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者（自ら委嘱を受けて税理士業務に従事する場合の所属税理士を除く。以下「使用人等」という。）が不正行為を行った場合における、使用者である税理士又は使用者である税理士法人の社員税理士（以下「使用者税理士等」という。）に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとする。

(1)　使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していたときは、当該使用者税理士等がその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

(2)　使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していなかったときは、内部規律

や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて当該使用者税理士等に相当の責任があると認められる場合には、当該使用者税理士等が過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

なお、上記に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合には、当該使用者税理士等が法第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したものとして懲戒処分をする。

2　税理士法人の社員税理士が不正行為を行った場合における、税理士法人の他の社員税理士に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとする。

(1)　社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していたときは、当該他の社員税理士もその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

(2)　社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していなかったときは、当該税理士法人の内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて他の社員税理士に相当の責任があると認められる場合には、当該他の社員税理士も過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

第 3　不正行為の類型の異なるものが 2 以上ある場合

II に定める不正行為の類型の異なるものが 2 以上ある場合の量定は、それぞれの不正行為の類型について算定した量定を合計したものを基本とする。

第 4　税理士業務等の停止期間

税理士業務又は税理士法人の業務の停止期間は、1 月を単位とする。

II　量定の考え方

第 1　税理士に対する量定

税理士に対する懲戒処分の量定は、次に定めるところによるものとする。

1　税理士が法第 45 条第 1 項又は第 2 項（脱税相談等をした場合の懲戒）の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(1)　故意に、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第 36 条（脱税相談等の禁止）の規定に違反する行為をしたとき。

税理士の責任を問い得る不正所得金額等（国税通則法第 68 条に規定する国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装したところの事実に基づく所得金額、課税価格その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の額に応じて、

6 月以上 2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(2)　相当の注意を怠り、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第 36 条の規定に違反する行為をしたとき。

税理士の責任を問い得る申告漏れ所得金額等（国税通則法第18条に規定する期限後申告書若しくは同法第19条に規定する修正申告書の提出又は同法第24条に規定する更正若しくは同法第25条に規定する決定の処分に係る所得金額のほか、課税価格その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の額に応じて、
戒告又は2年以内の税理士業務の停止

2　税理士が法第46条（一般の懲戒）の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(1)　法第33条の2第1項又は第2項(計算事項、審査事項等を記載した書面の添付)の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき。
虚偽の記載をした書面の件数、記載された虚偽の程度に応じて、
戒告又は1年以内の税理士業務の停止

(2)　法第37条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反する行為のうち、以下に掲げる行為を行ったとき。

イ　自己脱税（自己（自己が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含む。次の口において同じ。）の申告について、不正所得金額等があることをいう。以下同じ。）（上記1に掲げる行為に該当する場合を除く。）
不正所得金額等の額に応じて、
2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

ロ　多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（自己の申告について、申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するようなものをいう。以下同じ。）（上記1及び2(2)イに掲げる行為に該当する場合を除く。）
申告漏れ所得金額等の額に応じて、
戒告又は2年以内の税理士業務の停止

ハ　調査妨害（税務代理をする場合において、税務職員の調査を妨げる行為をすることをいう。）
行為の回数、程度に応じて、
2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

ニ　税理士業務を停止されている税理士への名義貸し（自己の名義を他人に使用させることをいう。以下同じ。）
名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、
2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

ホ　業務け怠（委嘱された税理士業務について正当な理由なく怠ったことをいう。）
戒告又は1年以内の税理士業務の停止

ヘ　税理士会の会費の滞納（所属する税理士会（県連合会及び支部を含む。）の会費を正当な理由なく長期にわたり滞納することをいう。以下同じ。）

戒告

ト　その他反職業倫理的行為（上記以外の行為で、税理士としての職業倫理に反するようなことをしたことをいう。）
戒告、２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(3)　法第 37 条の２（非税理士に対する名義貸しの禁止）の規定に違反したとき。
名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、
２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(4)　法第 38 条（秘密を守る義務）の規定に違反したとき。
２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(5)　法第 41 条（帳簿作成の義務）の規定に違反したとき。
戒告

(6)　法第 41 条の２（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したとき。
戒告又は１年以内の税理士業務の停止

(7)　法第 42 条（業務の制限）の規定に違反したとき。
同条に違反して税務代理をした件数、税務書類を作成した件数、税務相談に応じた件数に応じて、
２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(8)　税理士業務の停止の処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行ったとき。
税理士業務の禁止

(9)　上記以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき。
戒告、２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

第２　税理士法人に対する量定
税理士法人に対する処分の量定は、次に定めるところによるものとする。

１　税理士法人が法第 48 条の 20（違法行為等についての処分）に規定する行為のうち、この法又はこの法に基づく命令に違反したときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(1)　法第 48 条の 10（成立の届出等）、第 48 条の 13（定款の変更）、第 48 条の 18（解散）又は第 48 条の 19（合併）に規定する届出をしなかったとき。
戒告

(2)　法第 48 条の 16 において準用する法第 37 条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反する行為のうち、以下に掲げる行為を行ったとき。
イ　自己脱税

不正所得金額等の額に応じて、
２年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

ロ　多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ
申告漏れ所得金額等の額に応じて、
戒告又は２年以内の業務の全部若しくは一部の停止

ハ　税理士会の会費の滞納
戒告

(3)　法第 48 条の 16 において準用する法第 41 条（帳簿作成の義務）の規定に違反したとき。
戒告

(4)　法第 48 条の 16 において準用する法第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したとき。
戒告又は１年以内の業務の全部若しくは一部の停止

(5)　業務の全部又は一部の停止の処分を受け、その処分に違反して業務を行ったとき。
解散

(6)　上記以外の場合で法又は法に基づく命令に違反したとき。
戒告、２年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

2　税理士法人が法第 48 条の 20(違法行為等についての処分)に規定する行為のうち、運営が著しく不当と認められるときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(1)　社員税理士に、法第 45 条又は第 46 条に規定する行為があったとき（上記 1 (2)及び(6)に該当する場合を除く。）。
当該行為を行った社員税理士の量定（複数の社員税理士が関与している場合には、それぞれの量定を合計した量定）に応じて、
戒告、２年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

(2)　上記以外の場合で運営が著しく不当と認められるとき。
戒告、２年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

附則（平成 27 年 1 月 30 日財務省告示第 35 号）
この告示は、平成 27 年 4 月 1 日以後にした不正行為に係る懲戒処分等について適用し、平成 27 年 3 月 31 日以前にした不正行為に係る懲戒処分等については、なお従前の例による。

【参考２】

税理士に対する最近の懲戒処分等(令和３年６月及び令和４年１月公告から抜粋)

		処分の内容	処分の内容となった行為又は事実の概要
自己脱税及び自己申告漏れ	１	10月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。
	２	６月の税理士業務の停止	① 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、事業所得の申告漏れ等により、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税の申告漏れを生じさせた。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
	３	１年３月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税の申告漏れを生じさせた。
	４	６月の税理士業務の停止	① 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をしないことなどにより、消費税及び地方消費税の申告漏れを生じさせた。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
	５	６月の税理士業務の停止	① 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
	６	10月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税の申告漏れを生じさせた。
	７	10月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（自己脱税） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、福利厚生費や旅費交通費等を水増しして経費に計上すること等によって、不正に所得金額を圧縮して申告した。 また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、　不正に消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税を圧縮して申告した。

		処分の内容	処分の内容となった行為又は事実の概要
故意による不真正税務書類の作成	8	税理士業務の禁止	○ 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 税理士法人Aの社員税理士であった被処分者は、Aの関与先であったB協同組合の法人税の確定申告に当たり、B協同組合の代表理事の求めに応じ、架空仕入れ及び架空広告宣伝費を計上することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 また、これに伴い、B協同組合の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。
	9	２年の税理士業務の停止	① 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 被処分者は、関与先であったA社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表取締役から利益を圧縮するにはどうしたらよいかと相談を受け、架空の経営相談料を経費に計上することを提案し、自己名義の銀行の預金口座に架空の経営相談料を振り込ませた上で、これを経費に計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 また、これに伴い、同社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 さらに、被処分者は、関与先であったB社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表取締役から支払先を公表できない支出を経費に計上する方法はないかと相談を受け、架空の経営相談料を経費に計上することを提案し、自己名義の銀行の預金口座に架空の経営相談料を振り込ませた上で、これを経費に計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
	10	１年５月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 被処分者は、自己が代表者であった、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、取引先に対する立て替え金及び貸付金を、架空の外注加工費等として計上することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 また、これに伴い、A社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。
	11	７月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 被処分者は、関与先であるAの所得税の確定申告に当たり、同人からの依頼に応じ、売上及び経費の金額を調整する方法により、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。
	12	税理士業務の禁止	○ 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 被処分者は、関与先である医療法人Aの法人税の確定申告に当たり、Aの前事務局長からの依頼に応じ、事務代行手数料を過大に計上することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

		処分の内容	処分の内容となった行為又は事実の概要
故意による不真正税務書類の作成	13	税理士業務の禁止	① 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 被処分者は、関与先であるAほか４名の所得税の確定申告に当たり、売上の一部を除外すること等により、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 また、これに伴い、Aほか４名の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、Aほか１名については、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成し、残る３名については、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となるように売上を過少に申告した真正の事実に反する所得税の確定申告書を作成して、消費税及び地方消費税の納税義務がないかのように装うことによって、法定申告期限までに申告せず、不正に消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 このほか、関与先であるB社の法人税の確定申告に当たり、売上の一部を除外すること等により、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 また、B社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となるように売上を過少に申告した真正の事実に反する法人税の確定申告書を作成して、消費税及び地方消費税の納税義務がないかのように装うことによって、法定申告期限までに申告をせず、不正に消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 ② 信用失墜行為（自己脱税） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、架空の経費等を必要経費に計上することによって、不正に所得金額を圧縮して申告した。 さらに、自己が代表者を務めるC社の法人税の確定申告に当たり、架空の経費等を損金に計上することによって、不正に所得金額を圧縮して申告した。
	14	11月の税理士業務の停止	① 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表取締役の求めに応じ、建物の取壊しの事実がないことを認識していたにもかかわらず、その事実があったものとして固定資産除却損を計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 また、これに伴い、A社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 ② 税理士法第33条の２第１項に規定する添付書面の虚偽記載 被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、建物の取壊しの事実がないことを認識していたにもかかわらず、その事実があったものとして固定資産除却損を計上したことと平仄を合わせるため、同社の税理士法第33条の２第１項に規定する添付書面に、分譲地の増勢にため建物を取り壊したと虚偽の記載をした。
	15	税理士業務の禁止	○ 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 税理士法人Aの所属税理士であった被処分者は、Aの関与先であるB社及びC社の法人税の確定申告に当たり、代表者の求めに応じ、売上値引きがあったものとして仕訳伝票を遡って訂正し、売上を減額することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 また、これに伴い、B社及びC社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

		処分の内容	処分の内容となった行為又は事実の概要
業務停止処分違反	16	税理士処分の禁止	○ 業務停止処分違反 被処分者は、令和２年８月26日付で「５月の税理士業務の停止」処分を受けていたにもかかわらず、税理士業務の停止期間中に、複数社の法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書等の税務書類を作成した。
名義貸し	17	５月の税理士業務の停止	① 非税理士に対する名義貸し 被処分者は、税理士でないＡが、同人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
	18	４月の税理士業務の停止	○ 非税理士に対する名義貸し 被処分者は、税理士法人でないA社が、同社の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。
運営が著しく不当	19	２月の業務の全部停止	① 運営が著しく不当 被処分法人の社員税理士であるＡは、被処分法人の関与先であったＢ社との間で、記帳代行業務及び税務関係書類の作成業務のほか、租税公課等の支払代行業務を行う締結していたにもかかわらず、Ｂ社の消費税、地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税を正当な理由なく法定納期限までに納付せず、滞納を生じさせ、同社に対して不納付加算税及び延滞税の損害を与えた。 被処分法人においては、Ａの業務の遂行状況について確認する体制が構築されておらず、業務運営の適正を確保するための内部管理体制が整備されていないことから、運営が著しく不当と認められた。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
その他反職業倫理的行為	20	６月の税理士業務の停止	① 信用失墜行為（その他反職業倫理的行為） 税理士法人Ａの社員税理士である被処分者は、Ａの関与先であるＢ社との間で、記帳代行業及び税務関係書類の作成業務のほか、租税公課等の支払代行業務を行う契約を締結していたにもかかわらず、Ｂ社の消費税、地方消費税、源泉所得税及び不幸特別所得税を正当な理由なく法定納期限までに納付せず、滞納を生じさせ、同社に対して不納付加算税及び延滞税の損害を与えた。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
	21	１年３月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（その他反職業倫理的行為） 被処分者は、Ａ税務署の執務室内で、自身が税務代理をしていたＢの所得税等の調査を担当していた職員の顎を殴打し、全治１週間の怪我を負わせ、それにより、税理士の信用を失墜させた。

名義貸し行為の指標（メルクマール）について

平成 29 年 1 月 26 日
日本税理士会連合会
綱 紀 監 察 部

１．はじめに

国税庁の発表によれば、財務大臣による税理士に対する懲戒処分件数は、平成 25 年度が 50 件、平成 26 年度が 59 件、平成 27 年度が 41 件にのぼり、近年増加の傾向にあることは否めない。

また、各税理士会では、被処分者に対し事情聴取等を行うことにより懲戒処分を受ける事由となった不正行為の内容を把握しているところ、各税理士会からの報告によれば、昨今名義貸しに係る懲戒処分件数が増加している。

この名義貸しに係る懲戒処分事例の中には、税理士自らが税務書類を作成していないもののその内容を確認していることから、税理士自身に名義貸しを行っているという自覚が希薄である事例が多く見受けられ、「名義貸し」について誤った認識をしている実情があると考えられる。

このような状況の下、平成 26 年の税理士法（以下「法」という。）改正では、「非税理士に対する名義貸しの禁止」（法第 37 条の２）が別条として新設され、また、罰則「２年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金」（法第 59 条第１項第２号）も新設され、これらは平成 27 年４月に施行されるに至った。

本資料では、名義貸しについて、そもそも名義貸しとはどのような行為か、また名義貸し行為となる指標に加え、名義貸し行為の事例を挙げ、今後、会員が名義貸しを行うことのないよう示すものである。

２．名義貸しとはどのような行為か

（１）税理士制度・申告納税制度の側面から

税理士制度は、税務に関する専門家である税理士が、納税義務者あるいは税務当局のいずれにも偏しない独立した公正な立場から納税義務者を援助することを通じて、納税義務者の負っている納税義務を適正に実現し、もって、申告納税制度の円滑、適正な運営に資することを期待して設けられたものである。このような税理士の公共的使命の重要性に鑑み、税理士業務（法第２条第１項）については、税理士の無償独占業務とされているところ、税理士が申告納税制度に沿って納税義務者の適正な納税義務の実現を図ることこそが、税理士制度に対する国民の絶大なる信頼を得ることに繋がるものである。それにもかかわらず、税理士自身が無資格者のにせ税理士行為の幇助として名義貸し行為に手を染めることは、税理士自身が税理士制度及び申告納税制度を破壊するに等しい行為であり、ひいては国民の信頼を裏切ることとなり、決して許されるものではない。

（２）にせ税理士行為への協力・加担の側面から

また、名義貸しとは、一言でいえば、にせ税理士行為の正犯に税理士が名義を貸すことによって、にせ税理士行為に協力、加担することである。

つまり、法第 52 条（税理士業務の制限）においては、「税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。」と規定されており、無資格者が税務書類の作成等をした場合は当然に法違反となるが、その法違反行為を表面上適法であるかのように装うために税務書類等の税理士署名欄に署名押印をするなどして税理士が自己の名義を利用させる行為が、名義貸し行為である。

したがって、名義貸し行為は、名義を貸す税理士が自ら税理士全体の信用を貶める非違行為であるばかりでなく、無資格者のにせ税理士行為という法違反を幇助することにもなるという二面性を持ち、税理士制度のみならず業務制限を設けている資格制度の根幹を揺るがす問題である。

≪関係規則等≫

・税理士法第 37 条（信用失墜行為の禁止）、同第 37 条の２（非税理士に対する名義貸しの禁止）、同第 39 条（会則を守る義務）

・日税連会則第 60 条（会則等の遵守）、同第 61 条（非税理士との提携の禁止）、同第 61 条の２（名義貸しの禁止）

・○○税理士会会則（標準会則）第 42 条（会則等の遵守）、同第 42 条の２（非税理士との提携の禁止）、同第 42 条の３（名義貸しの禁止）

・○○税理士会綱紀規則（準則）第 23 条（名義貸しの禁止）、同第 24 条（非税理士との関連排除）

＜改正税理士法（平成 27 年４月施行）＞

○税理士法第 37 条の２（非税理士に対する名義貸しの禁止）［新設］

税理士は、第 52 条又は第 53 条第１項から第３項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない

○同第 59 条第１項

次の各号のいずれかに該当する者は、２年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

一　（省略）

二　第 37 条の２（第 48 条の 16 において準用する場合を含む。）の規定に違反した者［新設］

三・四　（省略）

３．名義貸し行為となる指標について

（１）３点の指標

名義貸し行為の指標としては、次の３点が挙げられる。

① 税理士が自らの判断で税務書類を作成していない。
② 税理士が納税者から直接税理士業務の委嘱を受けていない。
③ 税理士が報酬を納税者から直接収受していない。

①について、税務書類の作成は、法第２条第１項第２号に規定されているとおり、税務書類を自己の判断に基づいて作成することであるから、仮に無資格者が作成した税務書類の内容や原始帳票等を確認したとしても、あくまでも、無資格者が作成したことに変わりなく、自己の判断に基づいて作成したことに当たらない【後記事例１参照】。

申告書等への署名押印の際、無資格者が作成したものであっても、税理士が検算等をして確認すれば問題ないと誤認しているケースが見受けられるが、例えば、無資格者が作成した申告書等について、税理士がその内容を確認して自ら使用しているソフト等を用いて電子署名し代理送信した場合も、自己の判断に基づいて作成していないことから名義貸しに該当する【後記事例２参照】。こうしたケースの多くは、税理士が決算書類や税務書類の作成の過程を関知しておらず、使用人等が税理士の管理監督下で下書きした決算書類や申告書等を税理士が検算等確認の上、署名押印することとは意味が異なる（※）。

※　なお、仮に使用人等が作成した決算書類や申告書等を税理士が検算等確認の上、署名押印する場合、適切に管理監督が行われておらず、使用人等に任せきりになっていることで、決算書類作成の過程や財務状況等を税理士自身が把握していないケースにおいては、名義貸しに該当するおそれがあることに留意する必要がある。

②について、○○税理士会綱紀規則（準則）第10条第２項では、「会員は、委嘱者から直接業務委嘱を受けなければならない。」と規定されており、税理士が納税者以外から税理士業務を請負うことは、この規則に違反することとなり、法第39条（会則を守る義務）にも違反することとなる。税理士が業務を行うに当たっては、納税者からの求めに応じて行うことが基本であり、納税者と直接契約すべきことはいうまでもない。

③について、報酬の収受は、依頼元である納税者から直接受け取らなければならない。上記②にも記したとおり税理士業務は納税者からの求めに応じて行うことが基本であり、納税者と直接契約を結ぶべきであることから、署名押印を依頼した無資格者から報酬を受け取ることは、「名義貸し行為」を判断する上で大きな要因となる。

名義貸し行為の判断材料として、この３つの指標を税理士は常に意識しなければならないであろう。

（２）その他留意すべき事項

上記３点の指標以外にも、以下のような状況が見られる場合、名義貸し行為に繋がるケースが多いものと考えられる。

① 税理士業務に従事している者と税理士との間に直接雇用関係がない。
② 税理士事務所の施設について、その税理士との間に所有関係又は賃貸借関係がない。

①について、税理士と直接雇用関係のない者が税理士業務に従事している場合、同者は税理士の管理監督下にあるとはいえず、同者の行為はにせ税理士行為となる。また、同者が作成した申告書等に税理士が署名押印をした場合、当

該税理士は名義貸し行為禁止（法第37条の２）違反になる。さらに、税理士が主宰する会計法人の従業員等が税理士業務に従事している場合、会計法人の主宰者である税理士の管理監督がなされていたとしても、当該従業員は税理士事務所と直接雇用関係がなく、税理士としての管理監督がなされたものではないため、当該税理士は名義貸し行為禁止（法第37条の２）違反になる【後記事例９参照】。

②について、税理士事務所がその税理士と所有関係又は賃貸借関係がない場合、税理士事務所の外形と業務の実態が相違している可能性があり、使用人等や同事務所所在地に存在し税理士事務所に併設される会計法人等によるにせ税理士行為（法第52条）、名義貸し行為禁止（法第37条の２）違反を惹起するおそれがある。

【参考４】

令和４年度税理士制度の見直し内容等

項目	改正区分	具体的な改正内容	施行時期等
Ⅰ　ＩＣＴ化とウィズコロナ時代への対応			
①　税理士業務におけるＩＣＴ化推進の明確化	法律	①　税理士・税理士法人は、税理士業務・付随業務における電磁的方法の積極的利用等を通じて納税義務者の利便の向上等を図るよう努めるものとする旨の規定を新設する。 ②　日税連及び各税理士会の会則には、税理士業務・付随業務において電磁的方法により行う事務に関する規定を記載しなければならないこととする。これらの記載に係る会則の変更に当たっては、財務大臣の認可を必要とする。	① R4. 4. 1 ② R5. 4. 1
②　事務所設置規定の見直し	通達	税理士の業務の ICT 化や働き方の多様化に対応する観点から、業務の執行場所に関する規制を緩和するため、複数設置が禁止されている「事務所」の該当性判定基準に、応接設備や使用人の有無といった物理的事実を用いないこととする。また、税理士から離れた場所における使用人等の業務の適切性確保を図るための運用上の措置を講ずる。	R5. 4. 1
③　税務代理における利便の向上	規則 通達	①　税務官公署に対してする主張若しくは陳述の前提となるような、更正通知書や賦課決定通知書等の通知等の代理受領行為は、税務代理に含まれることを通達で明確化する。 ②　税務代理に含まれない代理行為についても、その代理関係を税務代理権限証書の中で明示できるよう、税務代理権限証書の様式を見直す。税務代理に関する代理関係が終了した場合の手続についても通達で明確化する。	① R4. 4. 1 ② R6. 4. 1
④　税理士会等における会議招集通知・委任状の電子化	政令	日税連における総会及び税理士会における設立総会・総会の招集通知について、通知方法が書面に限定されているところ、その制限を撤廃する。また、その会合における欠席者の議決権行使（意見委任）について、（書面のほか）電磁的記録をもって行うことができることとする。	R4. 4. 1
⑤　税理士名簿等を作成可能な電子記録媒体の明確化	法律	日税連が作成する税理士名簿・税理士法人名簿、税理士（通知弁護士含む）・税理士法人が作成する税理士業務に関する帳簿、税理士法人が作成する会計帳簿は、保存媒体を問わず、（書面のほか）電磁的記録をもって作成できることとする。	R4. 4. 1
Ⅱ　多様な人材の確保			
⑥　税理士試験の受験資格の見直し	法律	会計学科目（簿記論・財務諸表論）について、受験資格を不要とする。 また、税法科目の受験資格において、学識による受験資格を満たそうとする場合に修める必要がある学問の範囲（履修科目要件）について、現行の「法律学又は経済学（に属する科目）」を緩和し、「社会科学（に属する科目）」とする。	R5. 4. 1
Ⅲ　税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備			
⑦　税理士法人の業務範囲の拡充	規則	税理士法人が行うことができる業務として、以下の業務を追加する。 ・　租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の業務 ・　後見人等の地位に就き、他人の法律行為について代理を行う業務等	R4. 4. 1

項目	改正区分	具体的な改正内容	施行時期等
⑧ 税理士法人社員の法定脱退事由の整備	法律	税理士法人の社員の法定脱退事由として、以下の理由を追加する。 ・ 法 43 条の規定に該当したこと（他士業における懲戒処分により当該他士業の業務を停止された場合、報酬のある公職に就いた場合） ・ 法 45 条・法 46 条の規定による税理士業務の停止処分を受けたこと	R4. 4. 1
⑨ 税理士調査に係る調査・協力規定の創設	法律	① 国税庁長官は、懲戒処分を受けるべきであったことについての決定のため必要があるときは、税理士であった者に対し、報告徴取・質問・検査権限を行使できることとする（罰則措置有）。 ※ にせ税理士に対する調査の規定の整備は、令和４年度税制改正法案には盛り込まれておらず、引き続き検討される見込み。 ② 国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、関係人又は官公署に対し、当該職員をして、必要な帳簿書類等の閲覧・提供等の協力を求めさせることができることとする（罰則措置なし）。	R5. 4. 1
⑩ 元税理士に対する「懲戒処分相当であったことの決定」の創設	法律	財務大臣は、税理士であった者につき在職期間中に税理士法違反行為・事実があると認めた場合には、懲戒処分（戒告・２年以内の業務停止・業務禁止）を受けるべきであったことについて決定をすることができることとする。決定を受けた者に対しては、懲戒処分と同等の措置を適用する。 ・ 決定したときは、遅滞なくその旨を官報公告する ・ 業務禁止相当の場合、欠格事項に該当する（決定後３年） ・ 業務停止（２年以内）相当の場合、登録拒否事由に該当する（決定後、決定された停止期間内） なお、決定に当たっては、懲戒の手続等及び除斥期間の規定を準用する。	R5. 4. 1
⑪ 税理士法懲戒処分等の除斥期間の創設	法律	懲戒の事由があったときから 10 年を経過したときは、税理士（通知弁護士含む）・税理士法人に係る懲戒手続を開始できないこととする（除斥期間）。	R5. 4. 1
Ⅳ その他			
⑫ 税理士による申告書添付書面（法 33 条の２）に関する様式の整備	規則通達	法 33 条の２に規定する記載書面（計算事項等書面、審査事項等書面）の様式について、簡明性向上等の観点から見直しを行う。	R6. 4. 1
⑬ 税理士試験受験願書に添付する写真の撮影条件の撤廃等	規則	税理士試験受験願書に添付する写真について、「上半身像」に限定している現行の撮影条件を撤廃する。 なお、サイズの指定（縦 4. 5cm×横 3. 5cm）は変更しない。	R4. 4. 1

【参考】　事務所規定の見直しに関する基本通達の改正等

①　「事務所」の該当性判定基準等

税理士法基本通達 40－１（R4.4.1 改正（R5.4.1 から適用））

改正後	改正前
（事務所） 40－１　法第 40 条第１項に規定する「税理士業務を行うための事務所」とは、税理士業務の本拠をいい、税理士業務の本拠であるかどうかは、委嘱者等に示す連絡先など外部に対する表示に係る客観的事実によって判定するものとする。 この場合において、「外部に対する表示」には、看板等物理的な表示やウェブサイトへの連絡先の掲載のほか、契約書等への連絡先の記載などが含まれることに留意する。	（事務所） 40－１　法第 40 条に規定する「事務所」とは、継続的に税理士業務を執行する場所をいい、継続的に税理士業務を執行する場所であるかどうかは、外部に対する表示の有無、設備の状況、使用人の有無等の客観的事実によって判定するものとする。

税理士法基本通達 40－２（R4.4.1 新設（R5.4.1 から適用））

（二ヶ所事務所の禁止）

40－２　法第 40 条第３項の「税理士事務所を二以上設けて」いる場合とは、例えば、自宅以外の場所に税理士事務所を設け、40－１の「外部に対する表示」をしている状態で、自宅においても 40－１の「外部に対する表示」をして税理士業務を行っている場合などをいう。したがって、自宅等の税理士事務所以外の場所で税理士業務を行っていても、その場所に 40－１の「外部に対する表示」に係る客観的事実がなく、法第 40 条第１項に規定する「税理士業務を行うための事務所」と判定される状態でない場合には、税理士事務所を二以上設けている場合には該当しない。

②　離れた場所における使用人等の業務の適切性確保のための措置

税理士法基本通達 41 の２－１（R4.4.1 新設（R5.4.1 から適用））

（使用人等に対する監督義務）

41 の２－１　税理士の使用人その他の従業者（以下「使用人等」という。）に対する監督義務は、税理士及びその使用人等が事務を行う場所によって異なることはない。したがって、使用人等に対する監督方法として、対面による監督を行うことができない場合でも、情報通信技術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断することに留意する。

なお、情報通信技術を利用した使用人等の適切な監督方法としては、例えば、次に掲げるような、事前及び事後の確認を行う方法がある。

(1)　使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打合せに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法

(2)　使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法

【参考６】

税理士等に対する税理士法に基づく調査環境が変わります！

①　懲戒処分を逃れることを抑止する観点から、税理士登録を抹消した元税理士に対する**「懲戒処分を受けるべきであったことについての決定」が創設。**

②　税理士法に基づく質問検査権の行使対象者の範囲(税理士又は税理士法人)に**元税理士が追加。**

③　関係人又は官公署に対する**協力要請制度が創設。**

④　懲戒処分等について**除斥期間(違反行為等後10年)が創設。**

※上記の改正は**令和５年４月１日以後**に行われた税理士法違反行為等に対して適用。

イメージ図

国税職員

■ 税理士法第55条の質問検査権の行使**<虚偽答弁等に罰則あり>**

税理士・税理士法人

①懲戒処分を受けるべきであったことについての決定【創設】

財務大臣は、元税理士において、税理士在職中に税理士法違反行為等がある場合には、懲戒処分と同様の手続により、懲戒処分を受けるべきであったことについての決定(行政処分)をすることができる。

※　上記決定を受けた場合には、その旨が官報公告されるほか、一定期間、税理士登録を受けることができないこととなります。

②【追加】元税理士

③協力要請【創設】**<虚偽答弁等に罰則なし>**

【関係人】



取引先

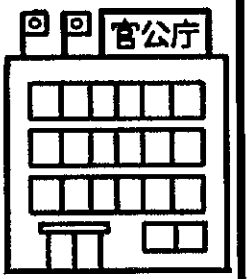


税理士事務所の使用人等



顧問先等

官公署



④懲戒処分等の除斥期間【創設】

懲戒処分等の除斥期間は、違反行為等が終了した時点から開始し、違反行為等ごとに判断します。

元税理士に対する「懲戒処分を受けるべきであったことについての決定」は令和５年４月以後に行われた税理士法違反行為等に対して適用されますが、それまでに懲戒処分を逃れるために税理士登録を抹消した元税理士にあっても、懲戒処分を見据え国税当局でしっかりと管理・注視しています。

国税庁　（法人番号　7000012050002）

所得税関係　研修資料

所得税・消費税に関する誤りやすい主な事例
～ 申告（所得）内容等に誤りはありませんか？ ～

所　得　税

1　所得金額に関する項目

事業所得や不動産所得などの所得金額の計算上、次のような誤り事例が見受けられます。

○　持続化給付金や小規模事業者持続化補助金などの事業に関連して支給された助成金を、一時所得の収入金額として計上している。
○　売上先が営業不振に陥り、本年度末に解散する予定であるとの情報があったため、期末売掛金を本年中の貸倒損失として計上している。
○　平成10年4月以降に取得した建物又は平成28年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物であるにもかかわらず、定率法を適用して減価償却費を計算している。
○　明らかに資本的支出とされるにもかかわらず、修繕費として一括計上している。
○　青色事業専従者に掛けた定期保険の保険料を、他に従業員がいないにもかかわらず、福利厚生費として計上している。
○　青色事業専従者が他に職業を有しており、専従できない状況にあるにもかかわらず、専従者給与を定額で計上している。
　また、専従者給与の変更の届け出をすることなく、届出額を超える専従者給与を計上している。

2　損益通算に関する項目

損益通算に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

○　事業所得の計算上生じた損失の金額を、一時所得又は総合長期譲渡所得の金額の2分の1後の金額と損益通算している。
○　主として保養の目的で所有する別荘の貸付けによる不動産所得の計算上生じた損失の金額を他の所得と損益通算している。

3　所得控除に関する項目

所得控除に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

（雑損控除）
○　被害を受けた資産に支出した金額について、原状回復のための支出と資本的支出との区別が困難な場合において、その区別をせず、全額を災害関連支出としている。
○　貴金属等の損失を雑損控除の対象としている。

（医療費控除）
○　歯の治療などで未払いの治療代を治療が終わった年の医療費控除の対象としている。
○　生計を一にしていない親族の入院費を支払い、その入院費を医療費控除の対象としている。

（寄附金控除）
○　確定申告をする場合に、ワンストップ特例の適用を申請したふるさと納税に係る寄附金を申告していない。

（扶養控除）
○　老人ホームに入居している両親を、同居老親等として控除している。

（基礎控除）
○　令和2年分以降の確定申告書において、合計所得金額が2,400万円を上回るにもかかわらず、基礎控除額を48万円としている。

（裏面へ続く）

R 4.7

4　税額控除に関する項目

税額控除に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

（配当控除）

○　配当控除の計算をする際の課税総所得金額等が 1,000 万円を超えているかどうかの判断において、分離課税の所得金額を含めずに計算している。

○　外国法人から受ける配当を配当控除の対象として計算している。

（住宅借入金等特別控除）

○　住宅借入金等特別控除の対象となる中古住宅であるかどうかを判定する場合に、軽量鉄骨造の建物を耐火建築物としている（令和３年 12 月 31 日以前に居住の用に供した場合）。

○　家屋の所有者でない者が行った増改築について、住宅借入金等特別控除の適用を受けている。

○　住宅の取得に関して、補助金等の交付を受けた場合において、その補助金等の額を住宅の取得等に係る対価の額から控除していない。

○　居住年の前年若しくは前々年に、居住用財産の三千万円の特別控除（措法 35）の適用を受けているにもかかわらず、居住年に住宅借入金等特別控除の適用を受けている。

（特別控除）

○　租税特別措置法 10 条の３「中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却等」において、医療用器具を対象として特別償却等を適用している。

消　費　税

1　共通的な項目

消費税の申告に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

○　接待交際費のうち、贈答用に購入した商品券及びビール券の代金を課税仕入れに計上している。

○　直前の課税期間まで免税事業者であった場合において、期首棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない。

○　課税事業者が翌課税期間は免税事業者となる場合において、期末棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない。

○　事業用資産（課税資産に限る。）の譲渡に係る対価を課税売上げに含めていない。

○　個人事業者が事業を廃止したことに伴い事業用資産に該当しなくなった資産の時価を、課税売上げに含めていない（みなし譲渡）。

2　軽減税率制度に関する項目

消費税の軽減税率制度に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

○　清涼飲料の自動販売機を設置しており、販売数量に応じて受け取った販売手数料を、軽減税率の対象としている。

○　取引先であるレストラン（いわゆる「外食」）に販売した食材を、軽減税率の対象としていない。

○　コンビニエンスストアで購入した新聞を、軽減税率の対象としている。

○　従業員の出張の際に、旅費（実費）とは別に、食事代として支給した日当を、軽減税率の対象としている。

令和４年入居者の借入限度額等の一覧（租税特別措置法）

<table>
<tr><th></th><th>新築住宅</th><th>買取再販住宅</th><th>買取再販住宅以外
の既存住宅</th></tr>
<tr><td>認定住宅
（認定長期優良住宅
認定低炭素住宅）</td><td>借入限度額：5,000万円
控除率　　：0.7％
控除期間　：13年間
床面積要件：50㎡以上
所得要件　：2,000万円
※特例住宅も対象
・床面積要件：40㎡～50㎡
・所得要件　：1,000万円</td><td>同　　左
※特例住宅は対象外</td><td rowspan="3">借入限度額：3,000万円
控除期間　：10年間
※上記以外は同左
※特例住宅は対象外</td></tr>
<tr><td>ZEH水準省エネ住宅</td><td>借入限度額：4,500万円
※上記以外は認定住宅と同じ。</td><td>同　　左
※特例住宅は対象外</td></tr>
<tr><td>省エネ基準適合住宅</td><td>借入限度額：4,000万円
※上記以外は認定住宅と同じ。</td><td>同　　左
※特例住宅は対象外</td></tr>
<tr><td>上記以外
（一般住宅）</td><td>借入限度額：3,000万円
※上記以外は認定住宅と同じ。</td><td>同　　左
※特例住宅は対象外</td><td>借入限度額：2,000万円
控除期間　：10年間
※上記以外は同左
※特例住宅は対象外</td></tr>
</table>

✓「買取再販住宅」とは、既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより良質化した上で販売する住宅をいう。
✓「ZEH水準住宅」とは、大幅な省エネと再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギーの消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅をいう。

令和４年入居者の借入限度額等の一覧（新型コロナ特例法）

	特別特例取得 （請負契約：R２年10月～R３年９月 売買契約：R２年12月～R３年11月）	左記以外
認定住宅 （認定長期優良住宅 認定低炭素住宅）	借入限度額：5,000万円 控除率　　：１％ 控除期間　：13年間 床面積要件：50㎡以上 所得要件　：3,000万円 ※特例住宅も対象 ・床面積要件：40㎡～50㎡ ・所得要件　：1,000万円	租税特別措置法の措置を適用
上記以外	借入限度額：4,000万円 ※上記以外は同上 ※特例住宅も対象	同　　上

確定申告書の添付すべき各種証明書

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">改正後</th><th colspan="3">（参考）改正前</th></tr>
<tr><th>新　築（※１）</th><th>中　古
一　般</th><th>中　古
買取再販</th><th>増改築</th><th>新　築</th><th>中　古</th><th>増改築</th></tr>
<tr><td rowspan="5">認定住宅等</td><td>長期優良</td><td rowspan="2">・認定通知書
・認定長期優良（低炭素）住宅証明書
又は住宅用家屋証明書</td><td rowspan="4">左記書類
＋
【建築基準】
・登記事項証明書
【耐震基準】
・耐震基準適合証明書等</td><td rowspan="4">左記書類
＋
・増改築等工事証明書等</td><td rowspan="5">・増改築等工事証明書等</td><td rowspan="2">（改正後と同じ）</td><td rowspan="4">―</td><td rowspan="5">（改正後と同じ）</td></tr>
<tr><td>低炭素</td></tr>
<tr><td>特定建築物</td><td>・住宅用家屋証明書</td></tr>
<tr><td>ZEH</td><td rowspan="2">・住宅省エネルギー性能証明書又は建設住宅性能評価書</td><td>―</td></tr>
<tr><td>省エネ</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">一般住宅</td><td>な　し
（※２）</td><td>【建築基準】
・登記事項証明書
【耐震基準】
・耐震基準適合証明書等
（※３）</td><td>左記書類
＋
・増改築等工事証明書等</td><td>な　し</td><td>（改正後の中古一般と同じ）</td></tr>
</table>

※１　「小規模住宅」で令和６年１月１日以降居住の用に供する家屋に該当するときは、別途、建築確認済証の写し等が必要となる。
※２　令和６年１月１日以降、「特定居住用家屋以外の家屋」に該当することを証する書類として、別途、建築確認済証の写し等が必要となる場合がある（建築確認を令和５年12月31日以前に受けているケース）。
※３　「要耐震改修住宅」に該当するときは、改正前と同様に、耐震基準適合証明申請書の写し及び耐震基準適合証明書等が必要となる。

所得税基本通達35-2改正の概要

【通達事項】

- 事業所得と認められるかどうかは、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定する。
- なお、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合（その所得に係る収入金額が300万円を超え、かつ、事業所得と認められる事実がある場合を除く。）には、業務に係る雑所得（資産（山林を除く。）の譲渡から生ずる所得については、譲渡所得又はその他雑所得）に該当することに留意する。

【通達改正後の事業所得と業務に係る雑所得等の区分（イメージ）】

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超	概ね事業所得（注）	概ね業務に係る雑所得
300万円以下		業務に係る雑所得 ※資産の譲渡は譲渡所得・その他雑所得

（注）次のような場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断する。
① その所得の収入金額が僅少と認められる場合
② その所得を得る活動に営利性が認められない場合

資産税関係　研修資料

令和４年分
申告にあたっての留意事項

目　　次

譲渡所得関係　・・・・・・・・・・・・・・　P．1～20

山林所得関係　・・・・・・・・・・・・・・　P．21

贈与税関係　・・・・・・・・・・・・・・　P．22～28

財産評価関係　・・・・・・・・・・・・・・　P．29～30

譲渡所得関係

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
1 譲渡所得等			
(1) 譲渡所得総論	イ 法人に対する資産の贈与等	個人が、法人に対して、譲渡所得の基因となる資産を贈与した場合又は譲渡の時における価額の２分の１に満たない金額で譲渡した場合には、その時における価額に相当する金額により、譲渡があったものとみなされる。	所法59 所令169
	ロ 負担付贈与	負担付贈与があった場合には、贈与者が贈与財産をその負担額で有償譲渡したことになるため、消滅した債務の額で資産を譲渡したものとして譲渡所得が課税される。	所法33
	ハ 資産の譲渡に関連して追加的に受ける一時金	譲渡した土地の実測面積が、公簿面積を上回ることが判明したことにより支払を受ける一時金、その他の資産の譲渡の対価であることが明らかな一時金は、土地を譲渡した年分の譲渡所得となる。	所法33
(2) 譲渡所得の区分	分離課税と総合課税の区分	鉱業権、温泉を利用する権利、配偶者居住権、配偶者敷地利用権（当該配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利をいう。以下同じ。）、借家権、土石（砂）、金地金などの譲渡所得は総合課税となる。	措法31 措法32 措通31・32共-1
(3) 収入金額	未経過固定資産税等に相当する額の支払を受けた場合	固定資産税等の賦課期日とは異なる日をもって土地建物の売買契約を締結するに際し、買主が売主に対して、未経過固定資産税等に相当する額を支払うことを合意する場合において、売主が支払を受けた未経過固定資産税等に相当する額は、譲渡所得の収入金額に算入される。	所法36
(4) 取得費等	イ 概算取得費控除の特例	昭和 27 年 12 月 31 日以前から引き続き所有していた土地建物等を譲渡した場合における取得費は、収入金額の５％に相当する金額となる（当該金額が実際の取得費となる。）。 なお、昭和 28 年１月１日以後に取得した土地建物等の取得費についても、概算取得費控除の特例を適用しても差	措法31の4 措通31の4-1

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
		し支えない。	
	ロ　土地建物等以外の資産の概算取得費控除	土地建物等以外の資産（土石等、借家権及び漁業権等を除く。）についても収入金額の５％に相当する金額を取得費として差し支えない。	所通38-16
	ハ　概算取得費控除と土地の造成費等	取得費を概算取得費により計算する場合には、設備費や改良費は当該概算取得費に含まれていることとなるから、当該概算取得費に設備費や改良費を加算した金額を取得費とすることはできない。	所法38 措法31の4
	ニ　贈与、相続又は遺贈により取得した資産の取得費等	贈与、相続（限定承認に係るものを除く。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）により取得した資産（相続税法の規定により贈与又は遺贈より取得したとみなされるものを除く。）を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなされる。すなわち、贈与者又は被相続人の取得の日及び取得費を引き継ぐこととなる。 なお、概算取得費控除の特例を選択する場合を除き、贈与や相続などの際に相続人や受贈者が支払った登記費用や不動産取得税の金額も取得費に含まれる（他の所得の必要経費となるものを除く。）。	所法60①
	ホ　所有権等を確保するために要した訴訟費用等	取得に関し争いのある資産につきその所有権等を確保するために直接要した訴訟費用、和解費用等の額は、その支出した年分の各種所得の金額の計算上必要経費に算入されたものを除き、資産の取得に要した金額となる。 なお、遺産分割の際に支払った訴訟費用・弁護士費用については、取得費に算入することはできない。	所通38-2
	ヘ　土地・建物を一括して取得している場	購入時の契約において土地と建物の価額が区分されている場合には、その価額により区分する。 なお、契約書等に区分された建物の価額が記載されてい	

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	合の建物の取得費	ない場合でも、その建物に係る消費税額が分かるときには、当該消費税額を消費税率で割り戻して建物の取得費を計算することができる。 また、購入時の契約書上、土地と建物の価額が区分されていない場合は、原則として、土地と建物の時価の割合で区分するが、「建物の標準的な建築価額表」に基づき計算しても差し支えない。	
	ト 配偶者居住権及び配偶者敷地利用権設定がされた建物及び敷地の取得費	配偶者居住権及び配偶者敷地利用権が消滅したときにおける譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は「配偶者居住権に係る取得費の金額の計算明細書（確定申告書付表）」を使用して計算する。	所法60② 所通60-3
	チ 資産の取得の日	資産の取得の日は、①他から取得した資産で農地以外の資産については、引渡しを受けた日又は譲受けに関する契約の効力発生の日、農地については、引渡しを受けた日又は譲受けに関する契約を締結した日、②自ら建設、製作又は製造をした資産については、当該建設、製作又は製造が完了した日、③他に請け負わせて建設、製作又は製造をした資産については、当該資産の引渡しを受けた日となる。 なお、引渡しを受けた日は、原則として譲渡代金の決済を了した日より後にはならない。 また、取得の日を選択できる場合には、いずれの日を選択しても差し支えない。	所通33-9
	リ 取得契約の締結時に未完成の家屋の取得の日	他から取得する家屋で、その取得に関する契約の締結時において建設が完了していないもの（例えば、モデルルームだけが存在する段階でのマンション、建築中である建売住宅）の取得の日は、当該家屋の完成の日以後となる。	所通33-9
	ヌ 改良、改造等を行った資	取得後に改良、改造等を行った土地建物等の取得の日は、その改良、改造等の時期にかかわらず、当該土地建物	措通31・32共-6

項　目	ポイント	留　意　事　項	参考法令等
	産の取得の日	等を取得した日となる。	
	ル　過去に買換え等の特例の適用を受けた資産の取得の日	過去に買換え等の特例の適用を受けた資産の取得の日は、旧資産の取得の日を引き継ぐものと実際の取得の日となるものがある。 ○　旧資産の取得の日を引き継ぐ特例 所法58、措法33、措法33の２、措法33の３ 措法37の６① ○　旧資産の取得の日を引き継がない特例 措法36の２、措法36の５、措法37、措法37の４ 措法37の５、措法37の８	措令20③ 措通31・32－5
(5) 譲渡費用	農地転用決済金等	土地改良区内にある農地を農地以外に転用して譲渡する場合、土地改良区へ支払う一定の「農地転用決済金等」は譲渡費用となる。	平19.6.22課資3-7個別通達
2　各種の特例			
(1) 固定資産の交換の特例	宅地と雑種地との交換	交換取得資産を、交換譲渡資産の譲渡直前の用途と同一の用途に供したかどうかは、登記上の地目ではなく、その土地の現況及び利用状況により判定する。 宅地とは、一般に建物の敷地となっている土地をいうが、青空駐車場など空地であっても、その土地が市街化区域内にあり、周辺の土地の利用状況及び当該土地の現況、利用状況からみて、いつでも建物を建設できる状態にあるときは、その用途は宅地として取り扱うことができる。	所通58-6
(2) 保証債務を履行するために譲渡した場合の特例	債務を保証した際、既に債務者が資力を喪失している場合	債務を保証した際、既に債務者が資力を喪失しており、保証債務を履行しても求償権を行使することができないことが明らかである場合には、保証債務という形式をとっていても、実質には債務の引受けや資財提供と認められるため、保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の特例の適用を受けることはできない。	所法64②

項　目	ポイント	留　意　事　項	参考法令等
(3) 優良住宅地の造成等のための長期譲渡所得の課税の特例	イ　重複適用の排除	措法33、措法33の２、措法33の３、措法33の４、措法34、措法34の２、措法34の３、措法35、措法35の２、措法35の３、措法36の２、措法36の５、措法37、措法37の４、措法37の５、措法37の６、措法37の８の規定の適用を受ける場合は、これらの特例と重複して、この特例を適用することができない。	措法31の2④
	ロ　物納により生じた過誤納金	土地を相続税の物納に充てた場合に生じた過誤納金については、物納財産が長期保有の土地等である場合に、国に対する土地の譲渡として軽減税率の特例を適用することができる。	措法31の2②－
	ハ　「宅地の造成」の意義	措法 31 の２②十三、十四に規定する「宅地の造成」とは、「土地の区画形質の変更」を伴う行為をいい、例えば、既存宅地の譲渡など「土地の区画形質の変更」を伴わないものは「宅地の造成」には該当しない。	措法31の2②、十三、十四
(4) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	重複適用の排除	措法31の２、措法35、措法36の２及び措法36の５の規定の適用を受けるときは、この特例を適用することはできない。	
(5) 収用等の場合の特別控除の特例	イ　控除の順序	収用等をされた資産が２種類以上の場合は、特別控除額を次の順序で控除する。 ①　分離短期譲渡所得（一般分）の金額 ②　分離短期譲渡所得（軽減分）の金額 ③　総合課税の短期譲渡益の金額 ④　総合課税の長期譲渡益の金額 ⑤　山林所得金額 ⑥　分離長期譲渡所得（一般分）の金額 ⑦　分離長期譲渡所得（軽課分）の金額	措法33の4①、② 措令22の4① 措通32-10 措通36-1

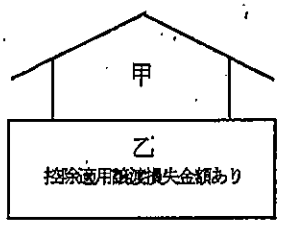
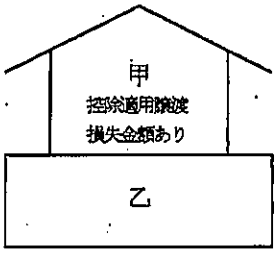
項　目	ポイント	留　意　事　項	参考法令等
	ロ　同一年中に２以上の収用事業があった場合	同一年中に２以上の収用事業のために資産を譲渡し、一部の事業について措法33の代替の特例を適用したときは、残る事業について5,000万円の特別控除の特例を適用することはできない。	措法33の4①
	ハ　連年適用の排除	同一の収用等に係る事業につき資産の収用等による譲渡が２以上あった場合において、これらの譲渡が２以上の年にわたってされたときは、当該資産のうち、最初に当該譲渡があった年において譲渡された資産以外の資産については、この特例は適用できない。	措法33の4③二
	ニ　重複適用の排除	措法31の２、措法35、措法36の２及び措法36の５の規定の適用を受けるときは、この特例を適用することはできない。	
(6) 居住用財産を譲渡した場合の特別控除の特例	イ　特例の適用を受けることができる者	居住していた時点において所有権を有していた者が譲渡を行った場合に特例の適用対象となる。したがって、譲渡者が親の名義の家屋に居住した後に転居した場合、転居後に所有権を取得したとしても特例適用の対象とならないことに留意する。 また、居住用家屋とその敷地の所有者が異なる場合は、家屋の所有者の特別控除額が3,000万円に満たない場合に限り、一定の要件を具備した敷地の所有者も特別控除の残額について特例を適用することができる。 なお、当該家屋の所有者が当該家屋の譲渡について措法41の５①又は同法41の５の２①の適用を受ける場合は、その敷地の所有者については当該敷地の譲渡について措法35①の規定の適用を受けることができない。	措通35－4及び注書3

<table>
<tr><th>項　目</th><th>ポイント</th><th>留　意　事　項</th><th>参考法令等</th></tr>
<tr><td></td><td>ロ　重複適用の可否</td><td>居住用財産の軽減税率の特例（措法 31 の３）は、措法35①又は措法 33 の４と重複して適用することができるが、措法 36 の２、36 の５、33 等と重複して適用することはできない。
また、土地・建物を譲渡した場合、建物を措法 35①、土地を措法 33 の４とそれぞれ違う特例を適用することはできない。</td><td>措法31の3①
措通31の3-1
措法35①
措法36の2①三</td></tr>
<tr><td></td><td>ハ　特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例</td><td>措法 36 の２及び 36 の５の適用に当たっては、譲渡資産の対価の額（前３年以内に当該譲渡資産と一体として当該個人の居住の用に供されていた家屋又は土地等の譲渡があった場合においては、その譲渡価額等を加算した額）が１億円以下である場合に限り適用することができる。</td><td>措法36の2①、③、④
措令24の2⑧、⑨
措法36の5</td></tr>
<tr><td></td><td>ニ　住宅借入金等特別控除の適用の可否</td><td>令和４年分の確定申告において、旧居住用財産について譲渡所得の課税の特例を適用する場合、現居住用財産又は新たに取得する居住用財産に係る住宅借入金等特別控除の適用の可否については、次のとおりとなる。
<table>
<tr><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr>
<tr><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>◎×</td><td>×</td><td>×</td><td>○※</td></tr>
</table>
◎：旧居住用財産について譲渡所得の課税の特例（注）を適用
○：住宅借入金等特別控除の適用可
※　令和４年に下記（注）の特例の適用を受けた場合に、住宅借入金等特別控除を適用する場合については新たに取得した年分が令和７年分以降であれば適用が可能となる
×：住宅借入金等特別控除の適用否
△：住宅借入金等特別控除の適用否となるため、修正申告書等の提出が必要
（注）特例の主なものは、次のとおりである。
措法 31 の３（居住用財産の軽減税率の特例）
措法 35①（居住用財産の特別控除の特例）
措法 36 の２（特定の居住用財産の買換えの特例）</td><td>措法41⑫、⑬
措法41の3</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目</th><th>ポイント</th><th>留意事項</th><th>参考法令等</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>住宅借入金等特別控除の対象となる家屋を居住の用に供した個人が、その居住の用に供した日の属する年、その前年、前々年又は翌年以後３年以内の各年中に旧居住用財産について譲渡所得の課税の特例を適用した場合、住宅借入金等特別控除の対象となる各年分の所得税については、住宅借入金等特別控除を適用しない。
また、住宅借入金等特別控除を適用していた場合、住宅借入金等特別控除の対象となる家屋を居住の用に供した年の翌年以後３年以内の各年中に旧居住用財産について譲渡所得の課税の特例を適用する場合は、住宅借入金等特別控除の適用ができないことから修正申告等の提出が必要となる。</td><td>措法41⑳、㉓
措法41の3①</td></tr>
<tr><td></td><td>ホ　認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除との重複適用の可否</td><td>「認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除」と「居住用財産の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例」との重複適用の関係については、次表のとおりである。
（注）認定住宅とは認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅をいう。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除（措法41の19の4）</th><th>（参考）住宅借入金等特別控除（措法41～41の3）</th></tr>
<tr><td>措法31の3①</td><td>×
重複適用不可</td><td>×
重複適用不可</td></tr>
<tr><td>措法35①</td><td>×
重複適用不可</td><td>×
重複適用不可</td></tr>
<tr><td>措法36の2</td><td rowspan="3">○
重複適用可</td><td rowspan="3">×
重複適用不可</td></tr>
<tr><td>措法36の5</td></tr>
<tr><td>措法37の5</td></tr>
<tr><td>措法41の5</td><td rowspan="2">○
重複適用可</td><td rowspan="2">○
重複適用可</td></tr>
<tr><td>措法41の5の2</td></tr>
</table>
</td><td>措法41の19の4
⑪、⑫、⑬</td></tr>
</table>

項　目	ポイント	留　意　事　項	参考法令等
(7) 被相続人の居住用財産を譲渡した場合の特別控除の特例	イ　特例の適用を受けることのできる者	措法35③に規定する「相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人」とは、相続又は遺贈により、被相続人居住用家屋と被相続人居住用家屋の敷地等の両方を取得した相続人（包括受遺者を含む。）に限られるから、相続又は遺贈により被相続人居住用家屋のみ又は被相続人居住用家屋の敷地等のみを取得した相続人は含まれない。	措法35③ 措通35-9
	ロ　被相続人居住用家屋の範囲	平成31年4月1日以後に行う譲渡から、適用対象となる被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の範囲に、老人ホーム等への入所等により相続開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合が追加された。 被相続人が主として居住の用に供していた家屋とは、母屋のほか、別棟の離れ、倉庫、車庫などがその一団の土地にあった場合には、措令23⑧の規定により、それらのうち、被相続人が主として、その居住用に供していたと認められる一の建築物、つまり母屋のみが被相続人居住用家屋に該当する。	措法35④ 措通35-10 措通31の3-2 措令23⑧
	ハ　居住用家屋取得相続人の範囲	対象譲渡（※1）と適用前譲渡（※2）及び適用後譲渡（※3）に係る対価の額の合計が1億円を超えるかどうかの判定に当たって、適用前譲渡及び適用後譲渡に係る対価の額を対象譲渡に係る対価の額に加算することとなる者は、「居住用家屋取得相続人」と規定されている。 「居住用家屋取得相続人」については、「当該相続又は遺贈による被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人」と定義されており、当該特例の適用を受けることのできる者（「当該相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人」）とは、その範囲が異なっている。 ※1　対象譲渡 特例適用を受ける譲渡のこと	措法35⑤ 措通35-20、35-21

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
		※2　適用前譲渡 適用前譲渡とは対象譲渡をした日の属する年の12月31日までの間に、その対象譲渡をした資産と相続の開始の直前において一体として被相続人の居住の用に供されていた一定の家屋又はその敷地の用に供されていた一定の土地等の譲渡をしている場合における、その譲渡をいう。 ※3　適用後譲渡 適用後譲渡とは居住用家屋取得相続人が特例の適用を受ける者の対象譲渡をした日の属する年の翌年1月1日からその対象譲渡をした日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、適用前譲渡と同様の譲渡をした場合における、その譲渡をいう。	
	ニ　相続財産に係る取得費加算の特例との重複適用の可否	当該特例と措法39（取得費加算の特例）とは重複適用できない。ただし、店舗併用住宅のように居住用部分と非居住用部分とから構成される家屋又は当該家屋の敷地の用に供されていた土地等である場合における当該特例と措法39との適用関係については、非居住用部分の譲渡のみ措法39の規定を受けるときは、当該居住用部分について、当該特例の適用は可能である。	措法35③ 措通35-8
	ホ　共有の場合における特別控除額	共有で相続した被相続人の居住用財産を譲渡した場合の特別控除額については、共有者ごとに3,000万円までの特別控除の適用が認められる。	

項　目	ポイント	留　意　事　項	参考法令等
(8) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例等	イ　家屋と敷地の所有者が異なる場合の他の特例との適用関係	家屋と敷地の所有者が異なる場合において、敷地の所有者に係る損益通算及び繰越控除の特例（措法 41 の５、41 の５の２）と 3,000 万円の特別控除の特例（措法 35）との適用関係は、次のとおりとなる。 ① 土地の所有者に係る損益通算及び繰越控除の適用の可否  （譲渡益）500 （譲渡損失）△2,000 甲：35条①／41条 乙：41条の5／41条の5 乙の判定：×／○ ② 土地の所有者に係る 3,000 万円の特別控除の適用の可否  （譲渡損失）△1,000 （譲渡益）2,000 甲：41条の5／41条 乙：35条①／35条① 乙の判定：×／○ （注）①及び②の取扱いは、措法 41 の５を措法 41 の５の２に置き換えた場合でも同じである。	措通41の5-11 措通41の5の2-4 措通35-4
	ロ　他の譲渡所得との通算	措法 41 の５又は 41 の５の２の適用を受ける居住用財産を譲渡した場合の譲渡損失の金額及び居住用財産以外の譲渡による分離課税の譲渡所得の金額がある場合の通算方法については、次のとおりとなる。 分離短期譲渡所得　△5,000 分離長期譲渡所得（居住用財産以外）　6,000 → 1,000 分離長期譲渡所得（居住用財産の譲渡損失）　△10,000 → 9,000	措法41の5⑦ 措法41の5の2⑦ 措令26の7⑧ 措令26の7の2⑥ 措通31・32共-3

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	ハ　合計所得金額	措法41条の5及び同法41条の5の2を適用して繰り越された損失を所得の金額から控除する場合、各種所得控除の判定に係る合計所得金額は、当該損失の額を所得から控除する前の金額で判定する。	措法41の5⑫ 措法41の5の2⑫ 所法2①三十
(9) 低未利用土地等の譲渡した場合の特別控除の特例	イ　特例の適用を受けることができる者	特例の対象となる譲渡は、令和2年7月1日以降の譲渡で、譲渡の対価の額が500万円以下のもののうち、次の要件に該当することを市区町村長が確認した書類を申告書に添付する必要がある。 ① 当該土地等が都市計画法に定める都市計画区域内にあること ② 当該土地等が土地基本法に定める低未利用土地等に該当すること ③ 当該土地等が当該譲渡の後に利用されていること又は利用される見込みであること ④ 当該土地等の所有期間が譲渡の年の1月1日において5年を超えていること	措法35の3
	ロ　譲渡の対価の額	譲渡の対価の額は500万円以下に限られるが、2人以上の共有となっている土地等の場合の判断は、所有者ごとの譲渡の対価の額により判断する。 また、一の契約において離れている二以上の低未利用土地等を譲渡した場合には、それぞれの低未利用土地等ごとの譲渡の対価の額で判断し、一の契約において低未利用土地等と低未利用土地等以外の土地等を併せて譲渡した場合には当該低未利用土地等の譲渡の対価の額が500万円を超えるかどうかにより判定する。	
(10) 特別控除額の限度	特別控除額の累積限度額等	2以上の特別控除の特例の適用を受ける場合、特別控除額の累積限度額は5,000万円であるが、その特別控除額の控除順序は、次のとおりである。 ① 収用交換等の場合の5,000万円控除 ② 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円控除 ③ 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した	措法36 措令24 措通36-1

項　目	ポイント	留　意　事　項	参考法令等
		場合の2,000万円控除 ④　特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円控除 ⑤　特定の土地等の長期譲渡所得の1,000万円控除 ⑥　農地保有合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円控除 ⑦　低未利用土地等を譲渡した場合の100万円控除 （注）同一年中に自己の居住用財産と被相続人居住用財産の譲渡があった場合の3,000万円控除の適用に当たり、これらの譲渡に係る分離短期譲渡所得又は分離長期譲渡所得の区分が同じである場合は、被相続人居住用財産の譲渡に対応する金額から先に特別控除額を控除する。	措通35-7
(11)事業用資産の買換えの特例	イ　課税割合	措法37①の表四の譲渡資産が集中地域（地域再生法５④五）以外の地域内に所在し、かつ、買換資産が次の地域内に所在するときの課税割合は、次のとおりとなる。 東京都の特別区内・・・30% 集中地域（東京都の特別区内を除く。）・・・25%	措法37⑩ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表
	ロ　買換資産の取得価額	事業用資産を取得した際の登録免許税等及び不動産取得税については、取得価額に算入せず各種所得の金額の計算上必要経費に算入する。	所通37-5 所通49-3（注）
	ハ　買換資産の面積制限	買換資産の土地については、面積制限（原則、譲渡土地面積の５倍）があるため、超える部分の面積に対応するものは、買換資産には該当しない。	措法37② 措令25⑭

譲渡所得関係

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
(12)特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除の特例	特例の概要	個人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内の土地等で、譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合には、当該譲渡に係る長期譲渡所得の金額から、1,000万円まで特別控除として控除することができる。	措法35の2①
(13)相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（取得費加算の特例）	イ　代償金を支払って取得した相続財産を譲渡した場合	譲渡資産の取得費に加算する相続税相当額の計算において、支払代償金を一定の計算により控除する必要がある。 $\text{確定相続税額} \times \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額B} - \text{支払代償金C} \times \frac{B}{A+C}}{\text{その者の相続税の課税価格（債務控除前）A}}$	措通39-7
	ロ　同一年中に相続財産を2以上譲渡した場合	取得費に加算される相続税額は譲渡した資産ごとに計算を行う。	措通39-5
(14)国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税	イ　承認申請書の提出期限	承認申請書の提出期限は寄附の日から4か月以内（その期間を経過する日前に、寄附した日の属する年分の所得税の確定申告書の提出期限が到来する場合には、その提出期限まで）となる。	措令25の17
	ロ　譲渡所得が生じない場合	本特例は譲渡所得に起因する財産を公益法人等に寄附した場合に、一定の承認要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、この所得税を非課税とするものであるから、譲渡所得が発生しない場合（寄附財産がたな卸資産である場合や譲渡益が発生しない場合など）は、本特例の対象外となる。	措法40

譲渡所得関係

項　目	ポイント	留　意　事　項	参考法令等
(15)その他	合計所得金額	「措法35①の特別控除の特例と措法36の2の買換えの特例の双方の特例の適用要件に該当する場合」や「措法33の4の特別控除の特例と措法33の代替の特例の双方の特例の適用要件に該当する場合」には、いずれの特例を選択したかにより合計所得金額が異なるため、所得控除における基礎控除等の適用が異なる。 特に令和2年分より合計所得金額が影響する①公的年金控除額（最大20万円）、②配偶者（特別）控除額（最大48万円）、③寡婦・ひとり親控除額（最大35万円）及び④基礎控除額（最大48万円）については、特例適用後に所得控除額に誤りがないか確認する必要がある。 〈合計所得金額の判定〉 ○　措法35①及び同法33の4 特例適用前（特別控除前）の差引金額 ○　措法36の2及び同法33 譲渡資産と買換（代替）資産を基に算出した特例適用後の譲渡所得金額	所法35④、80、81、83、83の2、86

譲渡所得関係

項　目	ポイント	留　意　事　項	参考法令等
3　株式等の譲渡	(1) 所得区分	株式等の譲渡所得は、上場株式等と一般株式等に区分されている。 また、株式等の譲渡による所得が、「事業所得」又は「雑所得」若しくは「譲渡所得」のいずれに該当するかは、当該株式等の譲渡が営利を目的として継続的に行われているかどうかにより判定するが、次の株式等の譲渡による所得については、譲渡所得として取り扱って差し支えない。 ① 上場株式等で所有期間が１年を超えるものの譲渡による所得 ② 一般株式等の譲渡による所得	措法37の10 措法37の11 所通23～35共-11 措通37の10・37の11共-2
	(2) 損益通算等	一般株式等の譲渡所得等と上場株式等の譲渡所得等の間での損益通算をすることはできないほか、次の点に留意する。 ① 上場株式等の譲渡所得内での通算並びに譲渡損益・償還差損益及び利子・配当・収益分配金等の間で損益通算をすることができる。 ② 上場株式等に係る利子所得については、申告不要制度又は申告分離課税制度を選択することができる。 ③ 上場株式等に係る配当所得は、申告不要制度又は申告分離課税若しくは総合課税を選択することができる。 ④ 一般株式等の譲渡所得内での通算はできるが、譲渡損と利子・配当・収益分配金等の間での損益通算はできない。 ⑤ 一般株式等に係る利子所得は源泉分離課税である。	措法37の11① 措法37の12の2① 措法3 措法8の4、8の5 措通37の10・37の11共-3
	(3) 取得費	有価証券の譲渡についても、収入金額の５％相当額を取得費として控除して差し支えない。	措通37の10・37の11共-13 所通38-16

項　目	ポイント	留意事項	参考法令等
	(4) ストック・オプションの行使による株式の取得価額	ストック・オプションの行使により取得した株式を譲渡した場合の取得価額は、次のとおりである。 ① 税制適格ストック・オプションの場合 購入時の代価（ストック・オプション権利行使価額）。 なお、同一銘柄の株式のうちストック・オプション（税制適格）により取得した株式とそれ以外の株式がある場合には、銘柄が異なるものとして取得費を計算する。 ② ①以外のストック・オプションの場合 権利行使の日における所通23～35共-9により求めた価額	措令19の3⑩、⑪ 所令109①三 所通48-2
	(5) 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例	特定管理口座（特定口座内保管上場株式等で上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式について、その特定口座から移管により保管の委託がされること、その他の一定の要件を満たす口座をいう。）において、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き保管の委託がされているその株式について、株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として一定の事実が発生したときは、その株式を譲渡したこととみなし、かつ、その損失の金額として一定の方法により計算された金額を株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することができる。	措法37の11の2
	(6) 源泉徴収選択口座において生じた所得の金額等を申告した場合の効果	源泉徴収選択口座において生じた所得又は損失の金額を株式等に係る譲渡所得等の金額に算入したところにより確定申告書を提出した場合には、その後において更正の請求又は修正申告により当該所得又は損失の金額を株式等の譲渡所得等の計算上除外することはできない。 また、源泉徴収選択口座において生じた所得又は損失の金額を除外したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求又は修正申告により当該所得又は損失の金額を株式等の譲渡所得等の計算上算入することはできない。	措法37の11の5① 措通37の11の5-4

項　目	ポイント	留　意　事　項	参考法令等
	(7) 源泉徴収選択口座の譲渡損益の申告と配当所得等の申告	源泉徴収口座の譲渡所得等の黒字の金額とその源泉徴収口座の配当所得等の金額のいずれかのみを申告することができるが、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収口座の配当所得等の金額も併せて申告しなければならない。 また、源泉徴収選択口座内の所得を申告するかしないかは、口座ごとに選択することができる。	措法37の11の6⑩ 措通37の11の5-2
	(8) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の範囲	上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、上場株式等の証券業者への売委託など一定の譲渡により生じた損失に限られ、相対取引（金融商品取引業者等を介さない取引）により生じた損失については、繰越控除の特例を適用することはできない。	措法37の12の2①、②
	(9) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の順序	前年以前３年内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失（以下「繰越損失」という。）の金額を控除する場合において、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額があるときは、繰越損失額は、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、上場株式等に係る配当所得等の金額から控除する。	措法37の12の2①、⑥ 措法8の4① 措通37の12の2-4
	(10) 繰越損失を控除するための手続	翌年分以降の確定申告において、繰越損失を譲渡所得等の金額から控除するためには、次の手続が必要である。 ① 上場株式等に係る譲渡損失が生じた年分の所得税につき譲渡損失の金額の計算に関する明細書等の添付がある確定申告書（期限後申告を含む。以下同じ。）を提出していること ② 譲渡損失が生じた年分の後の年において連続して（株式等の譲渡がない場合であっても）繰越控除用の付表を添付した確定申告書を提出していること ③ 繰越控除を受ける年分の確定申告書に繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書等を添付すること	措法37の12の2③、⑦

<table>
<tr><th>項　目</th><th>ポイント</th><th>留　意　事　項</th><th>参考法令等</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>なお、合計所得金額が影響する各種所得控除については、繰越控除の適用前の金額をもって判定することに留意する。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>(11)株式等の譲渡所得及び配当所得に係る税率</td><td>株式等の譲渡所得及び配当所得に係る税率は次のとおりである。
＜上場株式等＞
<table>
<tr><td rowspan="2">譲渡所得等に係る税率</td><td>20%＋復興特別所得税</td></tr>
<tr><td>・所得税（15%）
・復興特別所得税（基準所得税額×2.1%）
・住民税（5%）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">源泉徴収選択口座内調整所得金額に係る税率</td><td>20.315%</td></tr>
<tr><td>・所得税及び復興特別所得税（15.315%）
・住民税（5%）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">配当等に係る源泉徴収税率</td><td>20.315%</td></tr>
<tr><td>・所得税及び復興特別所得税（15.315%）
・住民税（5%）</td></tr>
</table>
＜一般株式等＞
<table>
<tr><td rowspan="2">譲渡所得等に係る税率</td><td>20%＋復興特別所得税</td></tr>
<tr><td>・所得税（15%）
・復興特別所得税（基準所得税額×2.1%）
・住民税（5%）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">配当等に係る源泉徴収税率</td><td>20.42%</td></tr>
<tr><td>・所得税及び復興特別所得税（20.42%）</td></tr>
</table></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>(12)特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の特例（エンジェル税制）</td><td>特定中小会社が発行した特定株式を払込みにより取得した場合に、一定の要件の下で、その取得をした年分の株式等に係る譲渡所得の金額からその特定株式の取得に要した金額（その取得をした年分の株式等に係る譲渡所得等の金額が限度）が控除される。</td><td>措法37の13</td></tr>
</table>

譲渡所得関係

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	(13)特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例（エンジェル税制）	特定中小会社が発行した特定株式を払込みにより取得した場合に、当該中小会社の設立の日から上場等の日の前日までに当該特定株式の譲渡により生じた損失（当該特定株式を発行した株式会社が解散し、清算結了したこと等により価値を失ったため生じた損失を含む。）のうち、譲渡年分の譲渡所得の計算上控除してもなお控除しきれない金額について、一定の要件の下で翌年以後３年内の株式譲渡所得の金額から繰越控除できる。	措法37の13の2①、④
	(14)その他	特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡がないときは、特定口座年間取引報告書の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができる。	措令25の10の10⑦

項　目	ポイント	留　意　事　項	参考法令等
○　災害による損失	被災事業用資産の損失の金額	山林について災害による損失が発生した場合の当該損失の金額（保険金、損害賠償金その他これに類するものにより補てんされる金額を除く。）は、当該損失の生じた日の属する年分の山林所得の金額の計算上必要経費に算入される。 なお、必要経費の計算について、概算経費控除の特例の適用を受ける場合でも、当該損失の金額は概算経費率の外枠として必要経費に算入することができる。 また、その結果、当該年分の山林所得の金額が赤字となった場合には、他の所得と損益通算できるほか、これにより生じた損失の金額は、青色申告をしているか否かにかかわらず３年間の繰越控除の対象となる。 ＜被災事業用資産の損失の金額の計算式＞ 必要経費に算入される損失の金額 ＝ （損失の生じた日の山林の原価(a) － 損失の生じた直後の山林の時価(b) － 保険金等により補てんされる金額(c)） ＋ （災害関連費用(d) － 保険金等により補てんされる金額(e） (注) (a)－(b)－(c)<0 のときは、(a)－(b)－(c)=0 とし、(d)－(e)<0 のときは、(d)－(e)=0 として計算する。	所法51③ 所法70②、③ 所令9、142、202、203 措法30① 措通30-3

贈 与 税 関 係

項 目	ポイント	留 意 事 項	参考法令等
1 民法改正に伴う贈与税の改正	成年年齢の改正に伴う年齢要件の改正	民法の改正により、令和４年４月１日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた。これに伴い、贈与税の規定における20歳を基準とする要件についても18歳に引き下げる税制改正が行われた。贈与の時期によって下記のとおり受贈者の年齢に関する要件が異なっているため注意が必要である。 イ 相続時精算課税（相21の９）、住宅取得等資金の非課税等（措70の２、70の３）、贈与税の特例税率（措70の２の５）、相続税精算課税適用者の特例（措70の２の６～70の２の８） (イ) 令和４年３月31日以前の贈与 その年１月１日において20歳以上 (ロ) 令和４年４月１日以後の贈与 その年１月１日において18歳以上 ロ 結婚・子育て資金の非課税（措70の２の３） (イ) 令和４年３月31日以前の贈与 結婚・子育て資金管理契約締結の日において20歳以上50歳未満 (ロ) 令和４年４月１日以後の贈与 結婚・子育て資金管理契約締結の日において18歳以上50歳未満	相21の９、措法70の２，３、措法70の２の５、措法70の２の６～70の２の８
2 贈与税の税率	(1) 暦年課税における特例贈与財産の税率（特例税率）	直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の１月１日において18歳以上（令和４年３月31日以前の贈与の場合は20歳以上）である場合には、「特例税率」を適用して贈与税額を計算する。この「特例税率」の適用がある財産を「特例贈与財産」という。 また、特例税率の適用を受けない財産を「一般贈与財産」という。	措法70の２の５①、③

項 目	ポイント	留 意 事 項	参考法令等
	(2) 直系尊属の範囲	措法 70 の２の５①に規定する直系尊属には、受贈者の養親及び当該養親の直系尊属は含まれるが、次に掲げるものは含まれない。 ① 当該特定受贈者の配偶者の直系尊属 ② 当該特定受贈者の父母が養子の縁組による養子となっている場合において、当該特定受贈者が当該養子の縁組前に出生した子である場合の当該父母の養親及びその養親の直系尊属 ③ 当該特定受贈者が特別養子縁組による養子である場合のその実方の父母及び実方の直系尊属	措通70の2の5-1
	(3) 添付書類	特例税率を適用するに当たって、課税価格（基礎控除及び配偶者控除後）が 300 万円を超える場合、受贈者の戸籍の謄本等その他の書類でその者の氏名、生年月日及びその者が贈与者の直系卑属に該当することを証するものを提出する必要がある。 なお、過去に特例税率の適用を受けた場合において、過去に戸籍の謄本又は抄本等を添付した申告書等を提出している場合には、申告書等を提出した税務署の名称及びその提出に係る年分を記載することによって、戸籍の謄本等の添付は不要となる。	措規23の5の5
	(4) 一般贈与財産と特例贈与財産の両方の贈与を受けたとき	贈与により両方の財産を取得した場合は、次の算式により贈与税額を計算する。 贈与税額＝Ａ＋Ｂ Ａ＝Ｃ×特例税率×（特例贈与財産の価額／合計贈与価額） Ｂ＝Ｃ×一般税率×（一般贈与財産の価額／合計贈与価額） ※ Ｃは基礎控除額及び配偶者控除額の控除後の課税価格をいう。	措法70の2の5③ 措通70の2の5-2

項 目	ポイント	留 意 事 項	参考法令等
	(5) 相続時精算課税の特例との適用関係	相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産については、特例税率の適用はない。	措法70の2の5⑤
3 配偶者控除の特例	店舗兼住宅等の持分の贈与があった場合の配偶者控除の適用部分	店舗併用住宅の家屋とその敷地の持分の贈与があった場合の配偶者控除の適用については、居住用部分から優先的に贈与したものとして取り扱う。 居住用家屋とその他の用に供されている家屋が別棟となっている一筆の敷地について持分の贈与があった場合には、この取扱いの適用はなく、居住用家屋の敷地に相当する部分についてのみ、配偶者控除の適用がある。	相通21の6-3
4 住宅取得等資金の贈与の非課税	(1) 特例の概要	令和４年１月１日から令和５年12月31日までの間に父母など直系尊属からの贈与により、住宅取得等資金を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、贈与税が非課税となる（新非課税制度）。 また、平成21年分から令和３年分までの年分において、旧非課税制度（平成22・24・27・令和４年度の各税制改正前の住宅取得等資金の贈与税の非課税制度）の適用を受けている場合は、新非課税制度の適用を受けることはできない。	措法70の2 令和4年改正措法附則51⑬
	(2) 住宅取得等資金の非課税限度額	非課税限度額は、贈与を受けた者ごとに省エネ等住宅の場合には1,000万円まで、それ以外の住宅の場合には500万円までの住宅取得等資金の贈与が非課税となる。 （注）省エネ等住宅とは、省エネ等基準（①断熱等性能等級４若しくは一次エネルギー消費量等級４以上相当であること、②耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）２以上若しくは免震建築物であること又は③高齢者等配慮対策等級（専用部分）３以上であることをいう。）に適合する住宅用の家屋であることにつき、一定の証明書などを贈与税の申告書に添付することにより証明されたものをいう。	

項 目	ポイント	留 意 事 項	参考法令等
	(3) 住宅取得等資金の特例適用に係る所得制限	住宅取得等資金の贈与の非課税の特例を受けようとする年の受贈者の合計所得が2,000万円以下（新築等をする住宅用の家屋の床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は、1,000万円以下）である場合に特例が適用できる。	措法70の2②
	(4) 住宅取得等資金の特例適用に係る面積要件	新築等の家屋の登記簿上の1棟の家屋全体の床面積が40㎡以上240㎡以下であり、かつ、その2分の1以上が居住用である場合に特例が適用できる。 なお、2人以上の者で共有されている家屋の床面積基準の判定についても、持分に対応する床面積で判断するのではなく、家屋全体の床面積で判断する。	措令40の4の2 措通70の2-5 措通70の2-6 措通70の3-6 (2)
	(5) 特例対象となる土地等の取得	特例対象となる土地等は、次に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる土地等をいう。 イ 住宅用家屋の新築の場合 ① 住宅用家屋を新築する請負契約と同時に締結された売買契約によって取得した土地等 ② 住宅用家屋の新築請負契約の締結を条件とする売買契約によって取得した土地等 ③ 住宅用家屋を新築する前に取得したその家屋の敷地の用に供されることとなる土地等 ロ 住宅用家屋の取得の場合 いわゆる建売住宅、分譲マンションの土地等。 なお、耐震基準に適合しない建築後使用されたことのある家屋を取得した場合に、一定の手続を行い、かつ、贈与を受けた日の属する年の翌年3月15日までに耐震改修によりその家屋が耐震基準に適合することとなったときは、当該家屋及び土地についても特例が適用できる。	措通70の2-3 措法70の2⑦
	(6) 相続時精算課税の特例との適用関係	住宅取得等資金の金額が非課税限度額を超える場合、その超える部分については、暦年課税にあっては基礎控除額（110万円）、相続時精算課税にあっては特別控除額（2,500万円）を適用することができる。	措法70の2 相法21の12 措法70の3

項 目	ポイント	留 意 事 項	参考法令等
	(7) 所得税の住宅借入金等特別控除との適用関係	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の規定の適用を受ける場合であっても、住宅借入金等特別控除の規定の適用を受けることができるが、住宅借入金等特別控除の規定の適用を受ける金額の計算の基礎となる「住宅借入金等の金額の合計額」は、次の金額のうちいずれか低い金額となる。 ① 住宅の取得等に係る借入金の金額 ② 「住宅の取得等に係る対価の額」から住宅取得等資金の贈与に係る金銭に相当する額を控除した額に相当する金額	措法41⑤ 措通41-23
	(8) ゆうじょ規定	住宅取得等資金の贈与の非課税の特例を適用する者が、贈与税の申告書を贈与税の申告期限内に提出しなかった場合には、住宅取得等資金の贈与の特例を適用することはできない。 なお、提出期限までに贈与税の申告書が提出されなかった場合におけるゆうじょ規定は設けられていない。	措通70の2-15
5 相続時精算課税	(1) 贈与者及び受贈者の範囲	贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の孫（その年の1月1日において、18歳以上（令和4年3月31日以前の贈与の場合は20歳以上）である者に限る。）である場合についても、相続時精算課税の適用を受けることができる。 また、相続時精算課税の適用要件である贈与者の年齢要件は60歳以上である。 なお、贈与により住宅取得等資金の取得した場合に、一定の要件を満たす場合には、贈与者の年齢が60歳未満であっても、相続時精算課税の適用を受けることができる。 （注）年の中途において贈与者の推定相続人又は孫になった場合、推定相続人または孫になった時以後にその贈与者からの贈与により取得した財産については相続時精算課税の規定の適用を受けることができる（その時前の贈与については適用を受けることができない。）。	相法21の9①、④ 措法70の2の6①、②

項 目	ポイント	留 意 事 項	参考法令等
	(2) 相続時精算課税選択届出書の提出	贈与により財産を取得した者が当該財産に係る相続時精算課税選択届出書を贈与税の申告書とともに贈与税の申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用を受けることはできない。 なお、申告期限までに相続時精算課税選択届出書の提出がなかった場合におけるゆうじょ規定は設けられてない。	相通21の9-3
	(3) 贈与の年の途中に贈与者が死亡した場合及び受贈者が申告期限前に死亡した場合	贈与のあった年の途中で贈与者が死亡した場合、相続時精算課税の適用を受けようとする受贈者は、贈与を受けた年の翌年の３月 15 日又は相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 か月を経過する日のいずれか早い日までに「相続時精算課税選択届出書」を贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署に提出する。 また、受贈者が、相続時精算課税の適用を受けることができる場合に、その贈与を受けた年の翌年の３月 15 日以前に死亡し、「相続時精算課税選択届出書」を提出していなかったときは、受贈者の相続人はその死亡したことを知った日の翌日から 10 か月以内に「相続時精算課税選択届出書」を贈与税の申告書に添付して受贈者の納税地の所轄税務署に提出することができる。	相法21の9 相令5③、④ 相法21の18 相法28② 相令5の7
	(4) 同一年中に同一の者から住宅取得等資金の贈与とそれ以外の贈与がある場合	住宅取得等資金の贈与について措法 70 の３の規定の適用を受ける者が、同一の者から同一年中に住宅取得資金の贈与前に住宅取得等資金以外の財産の贈与を受けた場合、当該住宅取得等資金以外の財産についても相続時精算課税が適用される。	措通70の3-4(注)
	(5) 添付書類	令和元年度の税制改正により、令和２年１月１日以降の贈与における申告書の添付書類は、精算課税を新たに適用する場合、贈与を受けた者の戸籍謄本（抄本）等で①贈与を受けた者の氏名、生年月日、②贈与を受けた者が贈与者の推定相続人又は孫であることを確認できる書類のみとなった。	相規の一部を改正する省令附則2

贈与税関係

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
6　個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予（個人版事業承継税制）	制度の概要	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定を都道府県知事から受ける一定の後継者である受贈者（「特例事業受贈者」という。）が、青色申告（正規の簿記の原則によるものに限る。）に係る事業（不動産貸付業等を除く。）を行っていた贈与者から、その事業に係る特定事業用資産のすべてを平成31年1月1日から令和10年12月31日までの贈与により取得をした場合には、その青色申告に係る事業の継続等、一定の要件の下、特例事業受贈者が納付すべき贈与税のうち、特例事業用資産に係る課税価格に対応する贈与税の納税が猶予され、特例事業受贈者が死亡した場合等には、その全部または一部が免除される。	措法70の6の8
7　非上場株式等についての贈与税の納税猶予（法人版事業承継税制）	制度の概要	非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等（「法人版事業承継税制」という。）は、後継者である受贈者が、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（「円滑法」という。）の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税について、一定の要件の下、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税の納付が免除される制度である。	措法70の7
8　医療法人の持分放棄に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予	制度の概要	認定医療法人の持分を有する者（贈与者）がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、その認定医療法人の持分を有する他の者（受贈者）に贈与税が課される場合には、納付すべき贈与税のうち、その放棄により受けた経済的利益の価額に対応する贈与税については、一定の要件を満たすことにより、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税が猶予される。	措法70の7の9

<table>
<tr><th>項　目</th><th>ポイント</th><th>留　意　事　項</th><th>参考法令等</th></tr>
<tr><td>1　土地評価の通則</td><td>(1) 評価上の区分</td><td>イ　原則
土地の価額は、次に掲げる地目の別に評価する。
宅地、田、畑、山林、原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地
ロ　地目の判定
地目は、課税時期の現況によって判定する。
例えば、登記上の地目が農地であっても、課税時期の現況が宅地である土地は、宅地として評価する。</td><td>評通7</td></tr>
<tr><td></td><td>(2) 評価単位</td><td>土地の価額は、次に掲げる評価単位ごとに評価し、土地の上に存する権利についても同様とする。
<table>
<tr><th>地　目</th><th>評　価　単　位</th></tr>
<tr><td>宅　地</td><td>1画地の宅地（利用の単位となっている1区画の宅地）ごと</td></tr>
<tr><td>農　地</td><td>1枚の農地（耕作の単位となっている1区画の農地）ごと</td></tr>
<tr><td>山　林</td><td>1筆の山林ごと</td></tr>
<tr><td>雑種地</td><td>利用の単位となっている一団の雑種地（同一の目的に供されている雑種地）ごと</td></tr>
</table>
（注）1　「1画地の宅地」は、必ずしも1筆の宅地からなるとは限らず、2筆以上の宅地からなる場合もあり、また、1筆の宅地が2画地以上の宅地として利用されている場合もある。
2　「1枚の農地」は、必ずしも1筆の農地からなるとは限らず、2筆以上の農地からなる場合もあり、また、1筆の農地が2枚以上の農地として利用されている場合もある。
3　市街地周辺農地、市街地農地及び生産緑地は、それぞれを利用の単位となっている一団の農地を評価単位とする。
4　市街地山林は、利用の単位となっている一団の山林を評価単位とする。
5　いずれの用にも供されていない一団の雑種地については、その全体を「利用の単位となっている一団の雑種地」とする。
6　市街化調整区域以外の都市計画区域で市街地的形態を形成する地域において、82《雑種地の評価》の本文の定めにより評価する宅地と状況が類似する雑種地が2以上の評価単位により一団となっており、その形状、地積の大小、</td><td>評通7-2</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目</th><th>ポイント</th><th>留意事項</th><th>参考法令等</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>位置等からみてこれらを一団として評価することが合理的と認められる場合には、その一団の雑種地ごとに評価する。</td><td></td></tr>
<tr><td>2　宅地の評価</td><td>(1) 正面路線価の判定等</td><td>イ　正面と側方に路線がある宅地の正面路線価は、原則、奥行価格補正の定めにより計算した１平方メートル当たりの価額の高い方の路線とする。
ロ　地区の異なる２の路線に接する宅地を評価する場合において、正面路線、側方路線及び裏面路線に適用すべき奥行価格補正率、側方路線影響加算率及び二方路線影響加算率については、正面路線の地区の率を適用して計算する。</td><td>評通16</td></tr>
<tr><td></td><td>(2) 不整形地の評価</td><td>イ　間口狭小補正率の適用がある場合においては、不整形地補正率に間口狭小補正率を乗じて得た数値を不整形地補正率とする。ただし、この最小値は不整形地補正率の最小値（0.60）とする。
ロ　奥行長大補正率の適用がある場合においては、選択により、不整形地補正率を適用せず、間口狭小補正率に奥行長大補正率を乗じて得た数値によって差し支えない。</td><td>評通20
評通20-4</td></tr>
<tr><td>3　雑種地の評価</td><td>市街化調整区域内の雑種地の評価</td><td>比準する地目の判定及び宅地の価額を基として評価する際に考慮する（法的規制等に係る）しんしゃく割合についての基本的な考え方は、次表のとおりである。
<table>
<tr><td rowspan="4">弱
▲
市街化の影響度
▼
強</td><th>周囲（地域）の状況</th><th>比準地目</th><th>しんしゃく割合</th></tr>
<tr><td>①純農地、純山林、純原野</td><td rowspan="2">農地比準、山林比準、原野比準</td><td></td></tr>
<tr><td>②①と③の地域の中間（周囲の状況により判定）</td><td rowspan="2">宅地比準</td><td>しんしゃく割合 50%
しんしゃく割合 30%</td></tr>
<tr><td>③店舗等の建築が可能な幹線道路沿いや市街化区域との境界付近</td><td>宅地価格と同等の取引実態が認められる地域（郊外型店舗が建ち並ぶ地域等）</td><td>しんしゃく割合０%</td></tr>
</table>
</td><td>評通32</td></tr>
</table>

税務署・国税局

研修会等についてのアンケート

今後開催する各種研修会・説明会の内容をより充実させるため、お手数ですが、以下のアンケートについて、皆様方のご意見をお聞かせください。

1　次の各項目について、該当する番号を○印で囲んでください。
（複数の研修項目がある場合は、研修全体を通じてのご感想をご回答願います。）

項　　目	良　　い	やや良い	どちらともいえない	やや悪い	悪　　い
全体的な印象	5	4	3	2 上記の場合その理由	1
研修のテーマ	5	4	3	2 上記の場合その理由	1
説明の分かりやすさ	5	4	3	2 上記の場合その理由	1
内容の有用度	5	4	3	2 上記の場合その理由	1
資料の充実度	5	4	3	2 上記の場合その理由	1

2　上記のほか、研修会等についてのご意見、ご要望等がございましたら、お寄せください。

＜ご協力ありがとうございました。＞

所得税及び資産税研修

税務署・国税局

研修会等についてのアンケート

今後開催する各種研修会・説明会の内容をより充実させるため、お手数ですが、以下のアンケートについて、皆様方のご意見をお聞かせください。

1　次の各項目について、該当する番号を○印で囲んでください。
（複数の研修項目がある場合は、研修全体を通じてのご感想をご回答願います。）

項　目	良　い	やや良い	どちらともいえない	やや悪い	悪　い
全体的な印象	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	
研修のテーマ	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	
説明の分かりやすさ	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	
内容の有用度	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	
資料の充実度	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	

2　上記のほか、研修会等についてのご意見、ご要望等がございましたら、お寄せください。

＜ご協力ありがとうございました。＞